

鹿児島県第7期障害福祉計画



目 次

第1章 計画の趣旨	1
第1節 計画の趣旨及び目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の基本理念	1
第4節 計画の期間	3
第5節 圏域の設定	4
第2章 計画期間中において重点的に取り組む施策	5
第3章 第6期計画の実績	34
第4章 目標値, サービス見込量等	46
第1節 本県の障害者の現状	46
第2節 第7期計画の成果目標	50
第3節 指定障害福祉サービスの見込量と確保策	59
第4節 地域生活支援事業	62
第5節 障害児支援体制の確保	66
第6節 サービス等従事者の確保又は資質向上のために講ずる措置	70
第5章 計画の達成状況の点検及び公表等	72
第1節 計画の定期的な調査, 分析及び評価並びに必要な措置	72
第2節 第7期計画の策定経緯	73
【巻末資料】第1 圏域ごとの障害福祉サービス見込量	74
第1節 鹿児島圏域	74
第2節 南薩圏域	76
第3節 北薩圏域	78
第4節 始良・伊佐圏域	80
第5節 大隅圏域	82
第6節 熊毛圏域	84
第7節 奄美圏域	86
【巻末資料】第2 障害福祉サービス等の種類と内容	88
【巻末資料】第3 各市町村における障害児支援体制の整備に係る成果目標	90

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の趣旨及び目的

鹿児島県障害福祉計画（以下「本計画」という。）は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の必要量を見込むとともに、サービスの確保のための方策等を定めることで、障害福祉サービス等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とします。

第2節 計画の位置付け

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条第1項の規定に基づく「鹿児島県障害福祉計画」であるとともに、児童福祉法第33条の2第1項の規定に基づく「鹿児島県障害児福祉計画」でもあり、一体の計画として策定します。

また、本計画は、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関して数値目標等を定めるもので、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定に基づく「鹿児島県障害者計画」の実施計画としても位置付けています。併せて、重点的に取り組む施策についても定めます。

計画の策定に当たっては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号（令和5年5月19日一部改正）。以下「国指針」という。）」に即して、地域の実情を踏まえて策定します。

第3節 計画の基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとします。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの事務の実施主体は、サービスの対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）又は難病患者等を問わず、市町村に一元化されていることから、市町村が効果的、効率的に事務を実施できるよう、広域的・専門的な支援を行い、障害福祉サービスの充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援

の拠点づくり，NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等，地域の社会資源を最大限に活用し，提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく，地域，暮らし，生きがいをともに創り，高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し，障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように，障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を，障害児入所支援については県を実施主体の基本とし，障害種別にかかわらず，質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに，市町村への適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより，地域支援体制の構築を図ります。

また，障害児のライフステージに沿って，地域の保健，医療，障害福祉，保育，教育，就労支援等の関係機関が連携を図り，切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに，障害児が障害児支援を利用することにより，地域の保育，教育等の支援を受けることができるようにすることで，障害の有無にかかわらず，全ての児童が共に成長できるよう，地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて，人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健，医療，障害福祉，保育，教育等の支援を円滑に受けられるようにする等，専門的な支援を要する者に対して，各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても，将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し，様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには，提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があることから，専門性を高めるための研修の実施，多職種間の連携の推進，障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに，職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策，ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減，業務の効率化に関係者が協力して取り組みます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには，障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであり，文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ，障害者が文化芸術を享受鑑賞し，又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて，障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また，デジタル担当や情報通信担当，産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ，障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

第4節 計画の期間

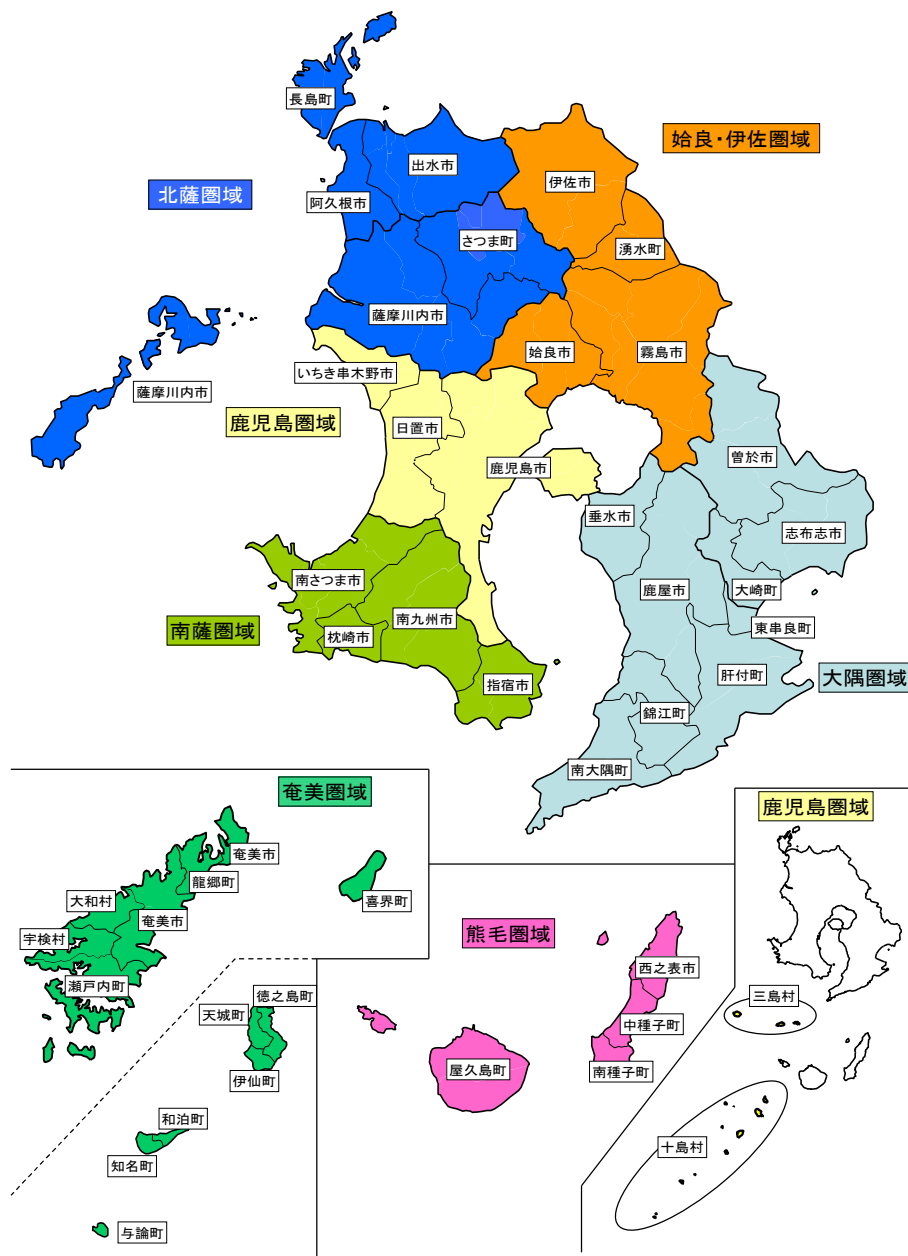
令和6年度から令和8年度までとします。



第5節 圏域の設定

広域的な視点から障害福祉サービス等の提供体制の確保を図るため、県地域振興局・支庁の所管区域を単位とする「障害保健福祉圏域」を設定します。

圏域名	圏域を構成する市町村
① 鹿 児 島	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，三島村，十島村
② 南 薩	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市
③ 北 薩	阿久根市，出水市，薩摩川内市，さつま町，長島町
④ 始良・伊佐	霧島市，伊佐市，始良市，湧水町
⑤ 大 隅	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，大崎町，東串良町， 錦江町，南大隅町，肝付町
⑥ 熊 毛	西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町
⑦ 奄 美	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町， 徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町



第2章 計画期間中において重点的に取り組む施策

本計画の期間中において重点的に取り組む施策は次のとおりとします。

項目	主な内容
県民の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○広報・啓発活動の推進 ○発達障害・高次脳機能障害・難病等に対する理解促進
差別の解消，権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の広報・啓発活動の推進 ○障害者虐待防止の取組 等
まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー化の促進 ○パーキングパーミット制度の推進
障害福祉サービス提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の充実 ○人材の育成・確保 ○地域の自立支援協議会の充実
地域移行の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「住まいの場」としてのグループホームの整備促進 ○精神障害者の地域移行等の支援
障害児の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域療育支援体制の整備 ○保育，保健医療，教育，就労支援等の関係機関と連携した支援 ○地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 ○医療的ケア児等特別な支援が必要な障害児に対する支援 ○障害児相談支援の提供体制の確保
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ・文化芸術活動の振興 ○意思疎通支援等の充実 ○身体障害者補助犬の周知や給付
雇用・就業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就労支援の充実 ○工賃向上の推進（共同受注・障害者施設からの優先調達等）
離島における対策	<ul style="list-style-type: none"> ○人材の育成・確保 等

(1) 県民の理解促進

① 広報・啓発活動の推進

障害や障害者等に対する県民の理解を促進するため、ホームページ、広報誌（福祉のまちづくり広報誌「ありば」ほか）、県政広報番組等の広報媒体を活用した広報活動、「障害者週間」（毎年12月3日～12月9日）の関連行事としての「鹿児島県障害者保健福祉大会」の開催、障害者団体が地域との交流や県民に対する啓発を目的として実施する行事への支援等、広報・啓発活動を実施します。

また、公的機関等に勤務する職員の理解は重要であることから、研修等を実施し、理解や認識の向上に努めます。

○ かがしま県民手話言語条例

ろう者である県民とろう者以外の県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的に、令和2年3月に施行された「言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかがしま県民条例（かがしま県民手話言語条例）」について、県民の理解促進に努めます。

ホームページ、広報誌、県政広報番組等の広報媒体を活用した条例の広報活動を行うとともに、市町村や関係機関・関係団体等と連携して、ろう者の障害特性に対する県民の理解促進を図ります。

○ ヘルプマーク・ヘルプカード

外見から障害のあることが分かりにくい人などが配慮や援助を受けやすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードの趣旨等について、ポスター・チラシや広報媒体を活用した広報・啓発を行うなど、県民への周知に努めます。

【主な広報・啓発内容】

項 目	内 容
広報誌「ありば」	9月、3月の年2回発行（各5,000部）
県政広報番組	障害者週間に合わせて放送
県障害者保健福祉大会	障害者週間の関連行事として毎年度開催
県障害者雇用支援・激励大会	障害者雇用支援月間（9月）の関連行事として毎年度開催
心の輪を広げる体験作文 障害者週間のポスター	各小・中・高等学校及び特別支援学校の生徒からの作品を募集
障害者週間のポスター（国）	各市町村、関係団体に送付

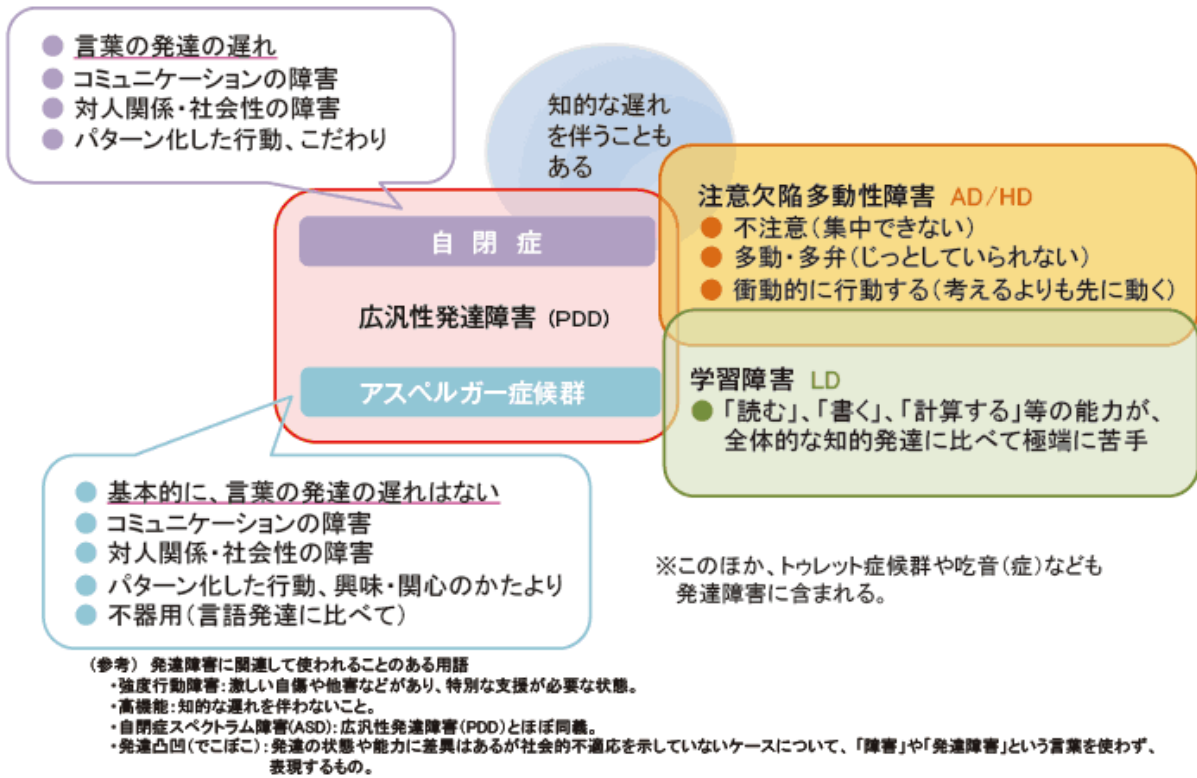
② 発達障害・高次脳機能障害・難病等に対する理解促進

発達障害や高次脳機能障害、難病等については、見た目には障害があることが分かりにくいという特徴があり、そのため周囲とのコミュニケーションが上手くいかなかったり、学校、職場や地域で困難を抱えたりすることがあるため、市町村や関係機関と連携して県民の理解の促進に努めます。

また、障害者総合支援法の対象となる難病等については、令和6年4月から対象疾病が369疾病に拡大されることから、難病患者等が必要とする障害福祉サービスを受けられるように、「県難病相談・支援センター」や市町村と連携しながら対象疾病等の周知を行います。

発 達 障 害

代表的な発達障害



(平成29年版障害者白書)

高次脳機能障害

高次脳機能障害とは

病気や事故で脳に損傷を受け、日常生活に支障を来した状態をいいます。

- 【脳血管障害】 脳梗塞, 脳出血, くも膜下出血 など
- 【脳外傷】 交通事故, 転落, 転倒 など
- 【低酸素脳症】 心停止, 窒息, 一酸化炭素中毒 など

記憶障害

新しいできごとを覚えられないなど

注意障害

ミスばかりする, 疲れやすくなったなど

遂行機能障害

計画を立てて実行することができないなど

社会的行動障害

少々のことでイライラするなど

身体の障害とは異なり、外見からは理解されにくいことから「見えない障害」といわれます

難病等

障害者総合支援法の対象疾病の要件

指定難病(医療費助成の対象となる難病)の基準を踏まえつつ、障害者総合支援法の対象となる難病等の要件は以下の通りとされている。

指定難病の要件	障害者総合支援法における取扱い
① 発病の機構が明らかでない	<u>要件としない</u>
② 治療方法が確立していない	要件とする
③ 患者数が人口の0.1%程度に達しない	<u>要件としない</u>
④ 長期の療養を必要とするもの	要件とする
⑤ 診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること	要件とする

※他の施策体系が樹立している疾病を除く。
※疾病の「重症度」は勘案しない。

(厚生労働省第136回社会保障審議会障害者部会 資料2)

(2) 差別の解消，権利擁護の推進及び虐待の防止

① 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の広報・啓発活動の推進

障害を理由とする差別をなくし，障害に対する理解を深めることで，障害者等が障害のない人と同じように日常生活を過ごし，社会活動や経済活動，文化活動に参加できる社会づくりを進めることを目的として，平成26年10月に施行した「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」について，県民の理解促進に努めます。

障害を理由とする差別には次の2つがあります。

障害を理由とする不利益な取扱い

障害があるというだけで，正当な理由なく，障害のない人と異なる取扱いをすること

合理的配慮の不提供

障害者等から，社会的障壁（障害者等にとって，日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような，社会における事物，制度，慣行，観念，その他一切のもの）を取り除くための配慮を求められ，過度な負担でもないのに，その配慮（合理的配慮）を行わないこと

【合理的配慮の例】

- ・ 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す，高いところに陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- ・ 筆談，読み上げ，手話等によるコミュニケーション，分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
- ・ 障害の特性に応じた休憩時間の調整等のルール・慣行の柔軟な変更

○ 広報・啓発活動

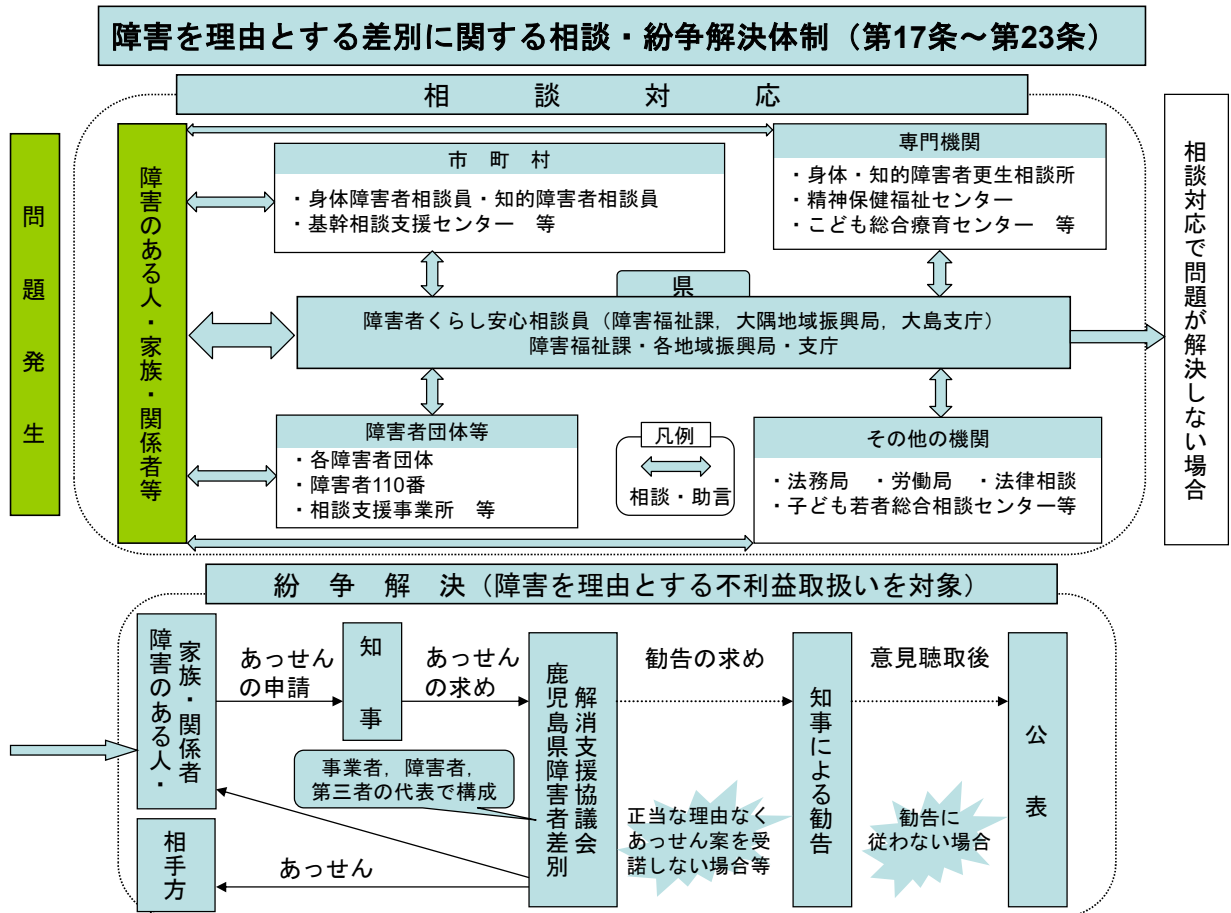
関係団体や事業者の会議，研修会等の場を利用して障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）及び条例の説明を行うとともに，ホームページ，広報誌，県政広報番組等の広報媒体を活用した広報活動を行います。

○ 相談体制

障害を理由とする差別に関する相談については，障害者等が相談しやすいよう，条例の施行に合わせて配置した「障害者くらし安心相談員（障害福祉課・大隅地域振興局・大島支庁に配置）」をはじめ，県地域振興局・支庁，市町村，身体・知的障害者更生相談所，精神保健福祉センター，こども総合療育センター等，様々な機関が対応することとしており，各機関が連携して丁寧に対応することにより，事案の解決に努めます。

○ 紛争解決の手続

障害者等は、相談対応で不利益な取扱いの事案が解決しない場合、知事に対してあっせんの申立てをすることができます。県の附属機関として「鹿児島県障害者差別解消支援協議会」を設置しており、同協議会によるあっせんを通じて事案の解決を目指します。



② 障害者差別解消法の施行に伴う取組

平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づき、次の取組を実施します。

また、令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供の義務化等を含む障害者差別解消法の一部を改正する法律が施行されることから、改正法の内容も含めて県民の理解促進に努めます。

○ 職員対応要領の啓発等

県職員が事務又は事業を行うに当たり、障害者等の権利利益を侵害しないようにすることを目的として、平成28年3月に策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（職員対応要領）」について、職員に対する研修を実施します。

○ 対応指針の広報・啓発活動の推進

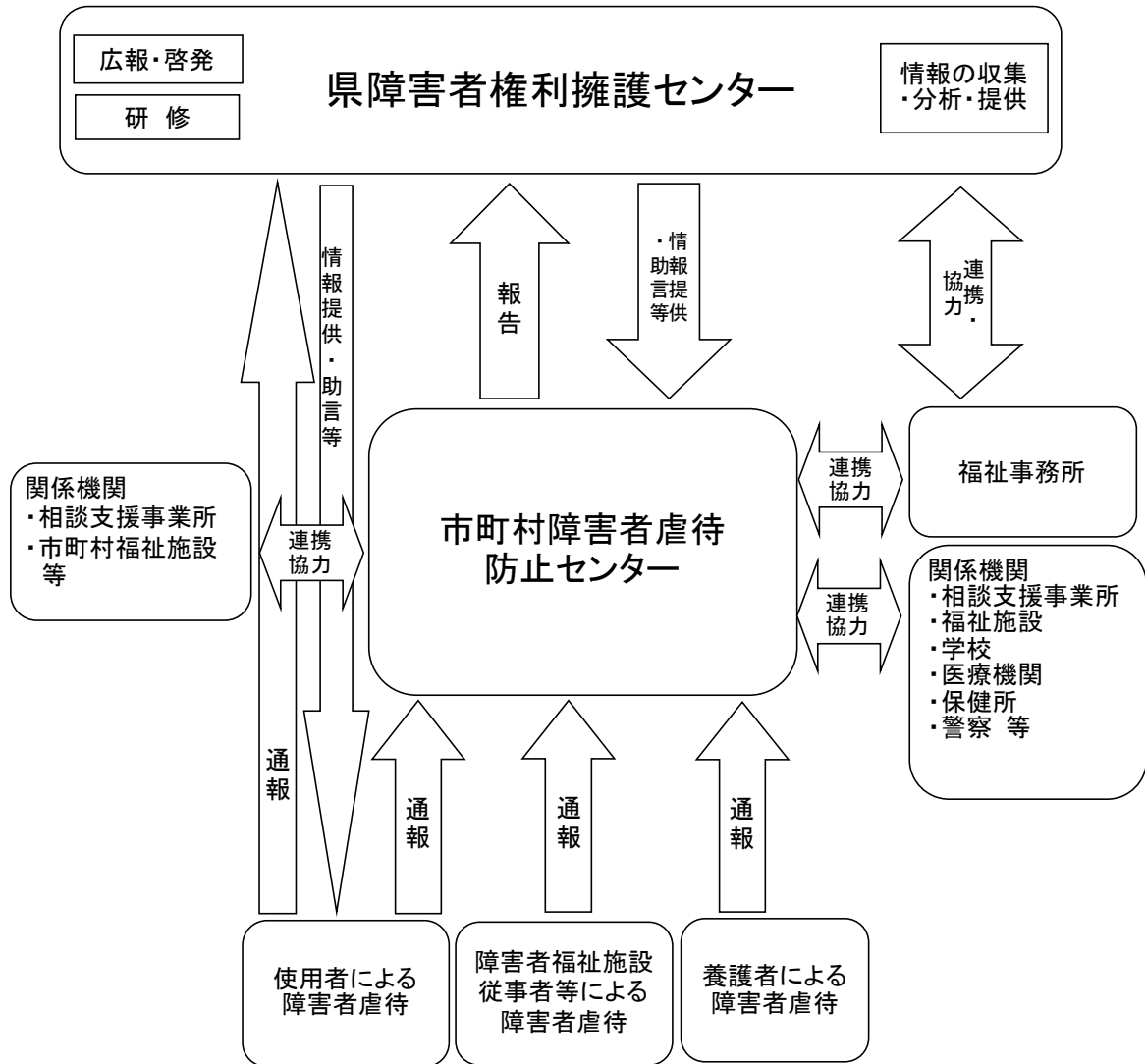
関係省庁が事業者のために定めた、障害者等の権利利益を侵害しないようにするための事業分野別の対応指針（ガイドライン）について、事業者への広報・啓発活動に努めます。

③ 障害者虐待防止の取組

○ 「鹿児島県障害者権利擁護センター」における相談対応

「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に合わせ，平成24年10月から県に「障害者権利擁護センター」を設置しています。

同センターにおいて障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに，障害者虐待に関する通報又は届出の受理，市町村相互間の連絡調整等，障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施します。



※「県障害者権利擁護センター」は，図に示した役割のほか，虐待障害者の支援のための相談，情報提供，助言，連絡調整を行う。

○ 精神障害者に対する虐待防止の取組

令和4年の精神保健福祉法の一部改正により，令和6年4月から精神科病院における虐待の防止に関する規定が新たに施行されることから，県は虐待通報の受理体制の整備，監督権限等の適切な行使や措置等に努めます。また，業務従事者等への研修や患者への相談体制の整備等が管理者に義務づけられることから，病院関係者への周知に努めます。

○ 障害者虐待防止・権利擁護研修

障害福祉従事者，施設管理者，市町村窓口職員等を対象として「障害者虐待防止，権利擁護研修」を実施し，市町村の「障害者虐待防止センター」や鹿児島地方法務局，鹿児島労働局等との連携を図りながら，障害のある人への虐待の未然防止，早期発見，適切な支援が実施できる体制を構築します。

④ 意思決定の支援

日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう，障害福祉サービスの提供に関わる主体等が，障害者の意思決定の重要性を認識した上で，必要な対応を実施できるよう努めます。

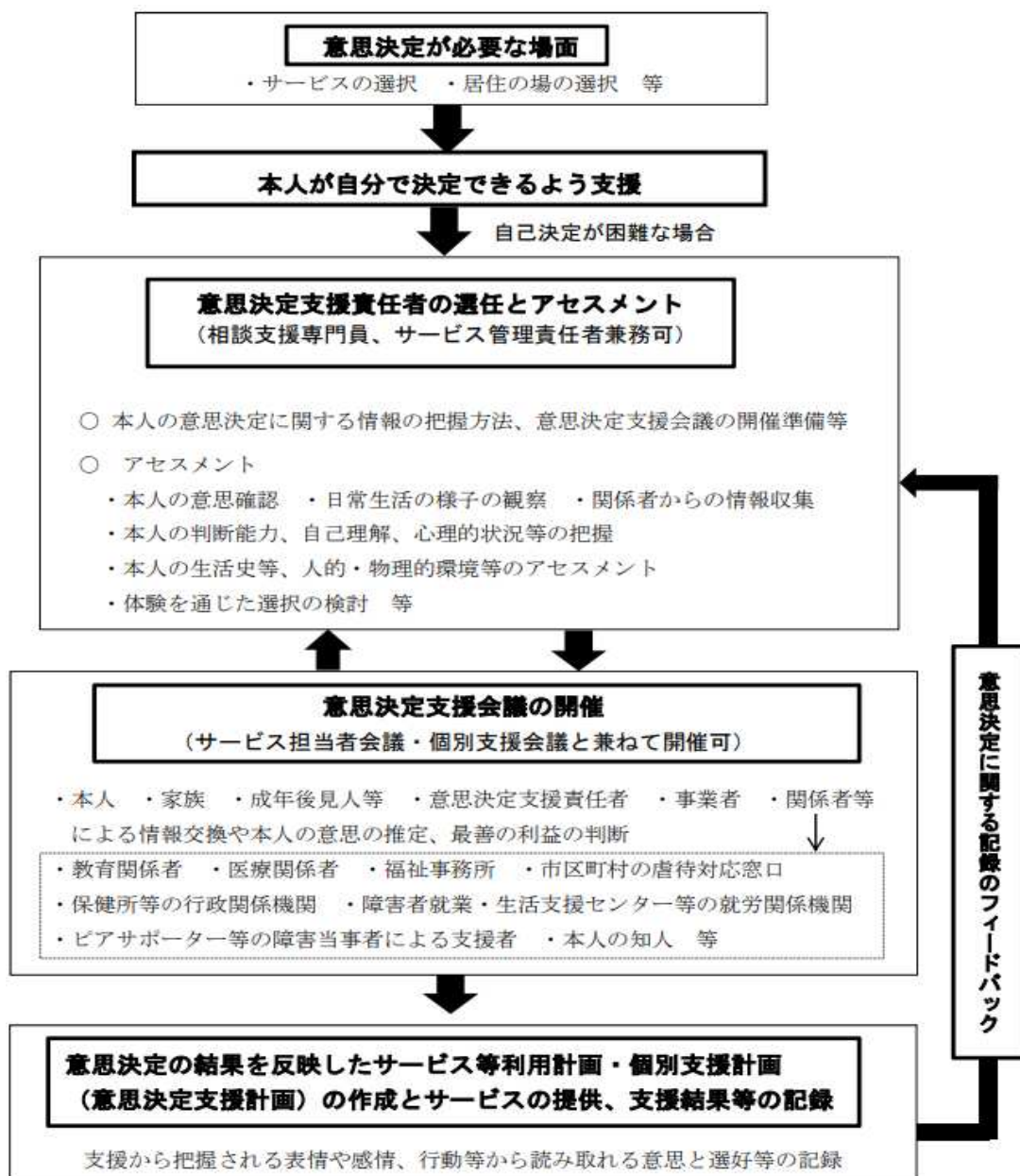
○ 意思決定支援ガイドラインの活用

意思決定支援の定義や意義，標準的なプロセスや留意点をとりとめた，「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(厚生労働省平成 29 年 3 月 31 日通知)」を事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有するとともに，相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムに取り入れ，意思決定支援の質の向上を図ります。

[意思決定支援の定義]

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいいます。

[意思決定支援の流れ]



(H29.3.31 障発 0331 第 15 号「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」)

(3) まちづくりの推進

① バリアフリー化の促進

公共的施設のバリアフリー化を促進する「鹿児島県福祉のまちづくり条例」が平成11年4月に施行され、福祉のまちづくりに関する施策の基本方針として、①意識の高揚、②環境づくりの推進、③施設等の整備促進を掲げて諸施策を推進しています。

○ 広報・啓発活動の推進

バリアフリー化の取組については、県民、事業者等の理解・協力のもと自主的な活動に期待するという趣旨から、今後とも広報誌「ありば」の発行や、バリアフリー研修会等を通して制度の一層の広報・啓発活動を実施し、福祉のまちづくりを推進します。

○ 施設等の整備促進

多くの人の利用が想定される公共的施設等における構造及び設備のバリアフリー化を図るため、整備基準（努力義務）等を具体的に定めており、障害者等に配慮した施設整備の促進に努めます。

【適合証】



「鹿児島県福祉のまちづくり条例」において、公共的施設を所有し、又は管理する人は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、適合証の交付を請求できます。

なお、適合証の交付請求先は、特定公共的施設の新築等の届出先と同じです。

② パーキングパーミット制度の推進

歩行困難な障害のある人に駐車スペースを確保するため、県内共通の利用証を交付し、「身障者用駐車場」の適正利用を図る、「鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）」を平成21年11月から開始しており、令和5年11月末現在の利用証の累計交付件数が70,579件、協力施設数が2,004施設となっています。

○ 制度の普及

パーキングパーミット制度については、利用証の交付件数、協力施設数ともに増加しており、今後も引き続き、県民に対する制度の周知や事業所に対する協力依頼を実施し、本制度の更なる普及を進めるとともに、利用証発行時の説明や協力施設における呼びかけなどにより、適正利用の推進に努めます。

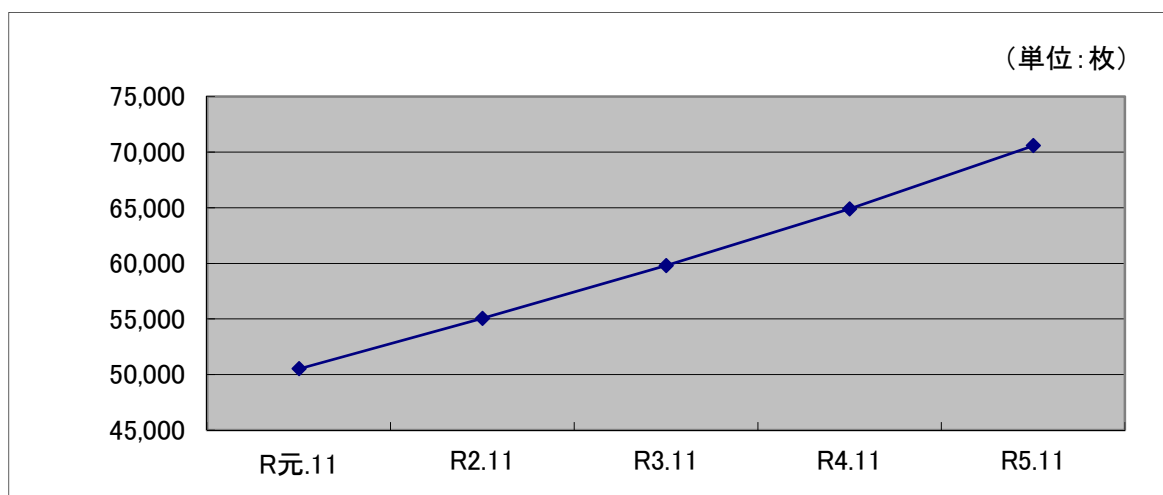
○ 他自治体での利用

令和6年1月現在、全国43自治体で同制度が導入されており、利用証は他自治体でも相互に利用できます。

【身障者用駐車場利用証】		
(緑色)	(赤色)	(オレンジ色)
障害者、高齢者、難病の方	車椅子常時利用者で車を運転される方	一時的に歩行困難な方
【有効期間：5年】	【有効期間：5年】	【有効期間：1年未満】

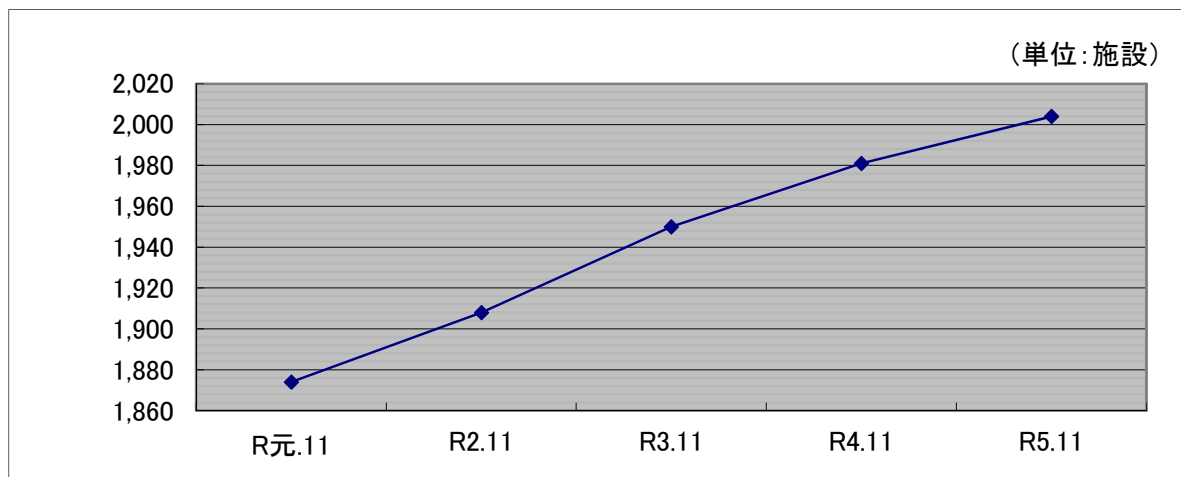
【身障者用駐車場利用証及び協力施設数の推移】

1 身障者用駐車場利用証累計交付枚数



R元.11	R2.11	R3.11	R4.11	R5.11
50,500	55,044	59,785	64,897	70,579

2 協力施設数



R元.11	R2.11	R3.11	R4.11	R5.11
1,874	1,908	1,950	1,981	2,004

(4) 障害福祉サービス提供体制の充実

① 相談支援体制の充実

障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域における総合的な相談支援体制の整備に努めます。

○ 相談支援ネットワークの構築

地域の自立支援協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会。以下同じ。）や、障害保健福祉圏域ごとに設置されている「県地域連絡協議会」を活用して、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター等から成るネットワークを構築し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、相談支援従事者に対する研修等を実施し、相談支援に携わる人材育成に努めます。

○ 基幹相談支援センターの設置の促進

令和6年4月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明文化されたことから、障害者等に対する総合的な相談支援体制の中核的役割を担う存在として、各市町村における基幹相談支援センターの設置及び機能の充実・強化に向けた支援に努めます。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。



(令和5年度相談支援従事者指導者養成研修会資料を一部改変)

② 人材の育成・確保

障害福祉サービス等の提供に従事する責任者や専門職員等の計画的な育成と確保を図るため、研修等を実施します。

○ 障害福祉サービス事業所等の職員に対する研修

相談支援従事者研修（初任者，現任，主任，専門コース別），サービス管理責任者等研修（基礎，実践，更新），同行援護従業者養成研修，強度行動障害¹支援者養成研修（基礎研修，実践研修），障害者ピアサポート研修を継続して実施するとともに，更なる研修の質の向上に努めます。

重度の障害者等に対する障害福祉サービスの提供体制を確保するため，喀痰吸引等研修や重度訪問介護従業者養成研修を実施します。

精神障害者の地域生活への移行及び地域生活継続のための適切な支援体制を確保するため，精神障害者の支援者に対する障害特性や支援技法を学ぶ研修を実施します。

障害者支援施設等については，長期入所等による利用者の高齢化，障害の重度化が進んでいることから，利用者個々の特性を考慮した，より個別的で専門的な介護支援に必要な知識・技法の習得を目的とする，介護サービス研修等についての情報提供を行います。

訪問系サービスなど，現場で障害者の介護等に従事する職員の資質向上を図るため，研修等の機会の提供に努めます。

（参考）各種研修の累計受講者数（令和4年度まで）

研修名		開始年度	累計受講者数 (人)
相談支援従事者研修	初任者	平成18年度	2,037
	現任	平成22年度	1,097
	主任	平成30年度	22
	専門コース別	平成24年度	707
サービス管理責任者等研修	旧体系	平成18年度	5,423
	基礎	令和元年度	1,930
	実践	令和3年度	378
	更新	令和元年度	1,483
同行援護従業者養成研修	一般課程	平成25年度	1,808
	応用課程	平成25年度	1,600
強度行動障害支援者養成研修	基礎	平成26年度	2,770
	実践	平成27年度	1,856
障害者ピアサポート研修		令和4年度	57

¹ 強度行動障害・・・自傷，他害，こだわり，もの壊し，睡眠の乱れ，異食，多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が，著しく高い頻度で起こるため，特別に配慮された支援が必要になっている状態。

○ 市町村職員等に対する研修

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員等に対する初任者研修や、現任者に対するフォローアップを通じて、障害支援区分認定調査員等の資質向上に努めます。

また、職員の資質向上のため、制度改正等に係る事務説明会等を実施するなど、更なる資質の向上について支援します。

さらに、令和6年4月施行の改正精神保健福祉法では、市町村の相談支援業務に精神障害者のほか、精神保健に課題を抱える者も対象になったことから、県が開催する講習会等を活用し、精神保健福祉に関する相談支援を行う市町村職員等の人材育成に努めます。

○ 処遇改善に関する研修

処遇改善に関する加算の取得促進を図るため、キャリアパス構築に向けた研修会や専門家の事業所訪問による個別支援を実施しており、今後も研修事業者により、研修会や個別支援を継続して実施し、福祉・介護職員等の更なる賃金向上に努め、人材の確保を図ります。

○ 福祉・介護職場への人材の参入促進の取組

福祉分野における人材確保を図るため、福祉人材・研修センターにおけるマッチングや他業種から障害福祉分野に就職する者への就職支度金の貸付、福祉・介護職場の魅力に関する情報発信などにより、参入促進を図ります。

○ 職場環境の改善

事業所に対する集団指導等において、労働関係法令の遵守及び理解促進を図るとともに、労働基準監督署等関係機関と連携しながら職場環境の改善を推進します。

また、ハラスメント対策については、男女雇用機会均等法等において事業者の責務とされていることを踏まえ、必要な措置を講ずるよう指導・助言に努めます。

さらに、職員の負担を軽減し、働きやすい環境を整備するため、身体的負担の軽減や業務の効率化に有効な介護ロボット等の導入を支援します。

③ 地域の自立支援協議会の充実

○ 現状

地域の自立支援協議会は、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体等により構成され、地域の課題を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備等について協議を行う役割を担っています。

県下43市町村が個別に、又は合同で設置する、26の自立支援協議会がありますが、単なる行政からの報告の場に留まっている等、運営に課題があるところもあります。

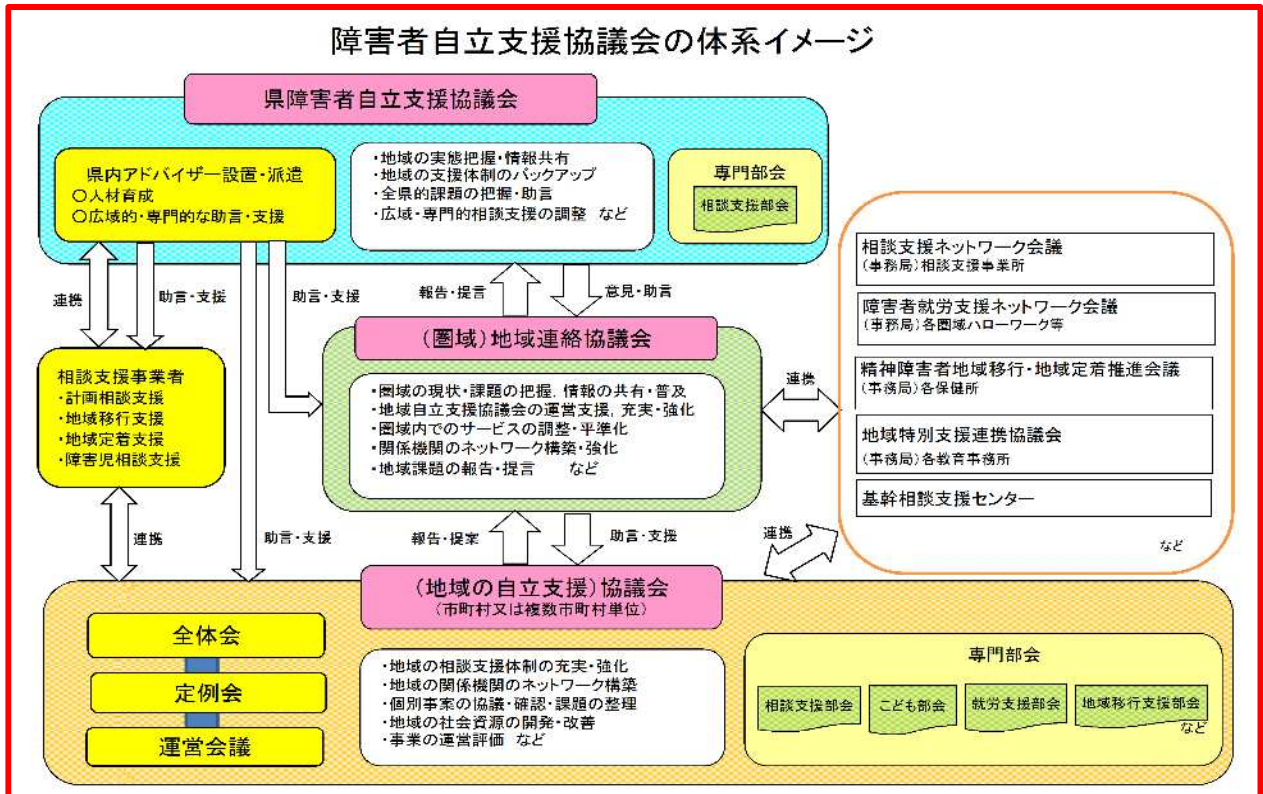
○ 地域における支援体制の整備・充実

障害保健福祉圏域ごとに設置されている「県地域連絡協議会」は、地域で解決できない障害者等への支援体制に関する課題について、当該圏域内で情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、当該圏域の実情に応じたサービス提供体制の整備について協議を行うとと

もに、当該圏域で解決できない課題等については、「県障害者自立支援協議会」へ報告することとしています。

相談事例が少ないなど、ノウハウの蓄積が進みにくい地域の自立支援協議会の活性化を図るため、「県地域連絡協議会」との連携や「県内アドバイザー」制度の活用により、地域における相談支援体制・サービス提供体制の整備・充実を図ります。

また、「県障害者自立支援協議会」は全県的課題を整理し、その課題を地域の自立支援協議会に還元することにより、運営の支援を行います。



【県内における地域障害者自立支援協議会の設置状況】

圏域名	番号	協議会名	構成市町村	設置年月日
鹿児島	1	鹿児島市障害者自立支援協議会	鹿児島市	平成 20 年 4 月 17 日
	2	いちき串木野市地域自立支援協議会	いちき串木野市	平成 20 年 3 月 19 日
	3	日置市自立支援協議会	日置市	平成 18 年 10 月 1 日
	4	三島村自立支援協議会	三島村	平成 26 年 3 月 28 日
	5	十島村自立支援協議会	十島村	平成 25 年 9 月 3 日
南薩	6	指宿市地域自立支援協議会	指宿市	平成 19 年 3 月 1 日
	7	南さつま市障がい者等支援及び障がい者差別解消支援地域協議会	南さつま市	平成 19 年 10 月 1 日
	8	南九州市地域自立支援協議会	南九州市	平成 22 年 2 月 19 日
	9	枕崎市地域自立支援協議会	枕崎市	平成 24 年 4 月 1 日
北薩	10	薩摩川内市障害者自立支援協議会	薩摩川内市	平成 22 年 3 月 10 日
	11	出水地区障がい者自立支援協議会	阿久根市, 出水市, 長島町	平成 24 年 4 月 1 日
	12	さつま町地域自立支援協議会	さつま町	平成 24 年 2 月 22 日
始良・伊佐	13	始良市地域自立支援協議会	始良市	平成 22 年 3 月 23 日
	14	伊佐市障害者自立支援協議会	伊佐市	平成 20 年 11 月 1 日
	15	霧島市障害者自立支援協議会	霧島市	平成 22 年 3 月 29 日
	16	湧水町地域自立支援協議会	湧水町	平成 24 年 8 月 1 日
大隅	17	そお地区自立支援協議会	曾於市, 志布志市, 大崎町	平成 24 年 10 月 26 日
	18	肝属地区障害者自立支援協議会	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町	平成 23 年 4 月 1 日
熊毛	19	種子島地区自立支援協議会	西之表市, 中種子町, 南種子町	平成 22 年 7 月 15 日
	20	屋久島町自立支援協議会	屋久島町	平成 25 年 4 月 1 日
奄美	21	奄美地区地域自立支援協議会	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町	平成 22 年 4 月 22 日
	22	徳之島地区地域自立支援協議会	徳之島町, 天城町, 伊仙町	平成 24 年 5 月 18 日
	23	喜界町障害者自立支援協議会	喜界町	平成 24 年 10 月 1 日
	24	和泊町総合支援協議会	和泊町	平成 23 年 12 月 26 日
	25	知名町地域自立支援協議会	知名町	平成 24 年 12 月 1 日
	26	与論町障がい者自立支援協議会	与論町	平成 27 年 3 月 2 日
43 市町村 (26 協議会)			100.0%	

(5) 地域移行の支援

障害者等について、入所等から地域生活への移行を進めるためには、相談支援体制の充実をはじめ、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現する必要があります。

① 「住まいの場」としてのグループホームの整備促進

グループホームは、令和5年4月現在で241か所あり、地域生活への移行を支える基盤整備が進んでいます。

地域生活への移行については、精神障害者を中心に引き続き取り組む必要があることから、今後も「住まいの場」としてのグループホームの整備を促進します。

○ 事業者への補助

障害福祉施設整備事業により、社会福祉法人等がグループホームの新設、改修等を行う際の費用の一部を補助します。

○ 利用者への助成

グループホームの利用者に対して、居住に要する費用を助成する制度の活用を促進します。

【グループホーム整備・利用に当たっての補助・助成制度】

事業名等	補助対象事業	補助対象者	補助内容
障害福祉施設整備事業	グループホームの新設等	社会福祉法人等	国 1 / 2 県 1 / 4 法人等 1 / 4
グループホーム利用時の助成	共同生活住居における家賃	グループホームに係る支給決定を受けている障害者（当該障害者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課されている場合を除く。）	月額1万円 (家賃が1万円以下の場合、当該家賃の額)

② 精神障害者の地域移行等の支援

本県における精神病床の平均在院日数は366日（令和4年）であり、依然として全国平均を大きく上回っています。

また、令和元年度の精神病床における3か月時点での退院率は53%（全国順位46位）、6か月時点での退院率は72%（全国順位46位）、12か月時点での退院率は82%（全国順位46位）といずれも全国下位にあり、精神障害者の長期入院化は大きな課題となっています。

長期入院患者等の地域生活への移行・定着を推進するには、病院、相談支援事業所、市町村、保健所等の関係機関の連携・協力が必要です。

【平均在院日数の推移】

(単位：日)

年	H30	R元	R2	R3	R4
本 県	360	349	359	369	366
全 国	266	265	277	275	277

【精神病床における早期退院率（令和元年度）】

時点	3か月	6か月	12か月
本 県	53% (46位)	72% (46位)	82% (46位)
全 国	64%	80%	88%

※ () は全国順位

※ 地域精神保健福祉資源分析データベース (ReMHRAD) から

○ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

医療機関における退院支援と地域の生活支援サービスの有機的な連携を図るために、県保健所において、「精神障害者地域移行・地域定着推進会議」を設置し、医療、地域（福祉）、行政の連携のもと、精神障害者の地域生活への円滑な移行の促進を図るとともに、市町村、地域の自立支援協議会に、精神保健福祉部会等の設置を促進し、地域のネットワーク体制の構築に努めてきたところです。

精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障害福祉圏域ごとの「保健・医療・福祉関係者の協議の場」を通じて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進するため、圏域における現状分析と目標の設定、具体策の検討等を行い、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な支援体制の構築に努めます。

○ ピアサポーターの活用

長期入院精神障害者の退院支援を促進するため、各保健所において研修会等を実施するとともに、相談支援事業所等においてピアサポーターを活用し、長期入院精神障害者の退院意欲の喚起や地域移行を促進します。

○ 市町村への助言等

市町村においては、精神障害者の地域生活への移行を積極的に進めていくとともに、住民の健康を守る視点で保健活動を担うという重要な役割が期待されることから、精神障害者及び家族の個別支援や、地域で孤立しないための当事者の集い、家族支援教室等の居場所づくり等の取組、さらに、高齢精神障害者の地域生活への移行支援のために、介護保険部局との庁内連携強化についても、保健所等を通じて市町村に助言等を行います。

○ 関係機関への研修等

「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉の基本理念について、行政や医療関係者等が共通認識の下、官民協働で推進する必要があることから、引き続き関係機関への情報提供や研修会等を実施します。

(6) 障害児の支援

① 地域療育支援体制の整備

発達障害児等については、身近な地域で発達段階に応じた継続した支援を受けながら、必要に応じて専門的な診断・支援を受けられるよう、地域における療育支援体制の整備・充実が求められています。

○ 市町村域での支援体制

市町村に対する乳幼児健診におけるスクリーニング技術の向上等に関する支援を通じて、障害の早期発見に努めるとともに、市町村と緊密に連携しながら、健診等で要経過観察となった児童等に対しては、親子教室や児童発達支援事業による療育の場の提供、認定こども園・幼稚園・保育所、小中学校等の関係機関との連携を促進し、地域において早期に継続した支援を行える体制の整備・充実を図ります。

また、令和6年4月から施行される改正児童福祉法において、児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたことから、児童発達支援センターを中核とした支援体制の構築が図られるよう、市町村に対する助言や情報提供等に努めます。

○ 障害保健福祉圏域での支援体制

障害保健福祉圏域をベースに、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターの機能の充実を図るとともに、県地域振興局・支庁や市町村、教育・医療等の関係機関との緊密な連携により、重層的な地域支援体制の構築を進めます。

○ こども総合療育センターの役割と地域との連携

こども総合療育センターについては、発達障害の診断や専門的な支援を行うとともに、市町村や地域の療育関係機関等に対する助言、指導を通じて支援内容の充実を図るとともに、市町村における関係機関が連携した重層的な地域療育支援体制の整備・充実が図られるよう努めます。

また、こども総合療育センターは、障害児支援の専門機関として、その機能の向上に努めます。

○ 発達障害に対応可能な医療機関の確保

発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医等のかかりつけ医等に対して発達障害対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療・対応が可能となるよう努めます。

○ 障害児通所支援事業所及び障害児入所施設における障害児支援

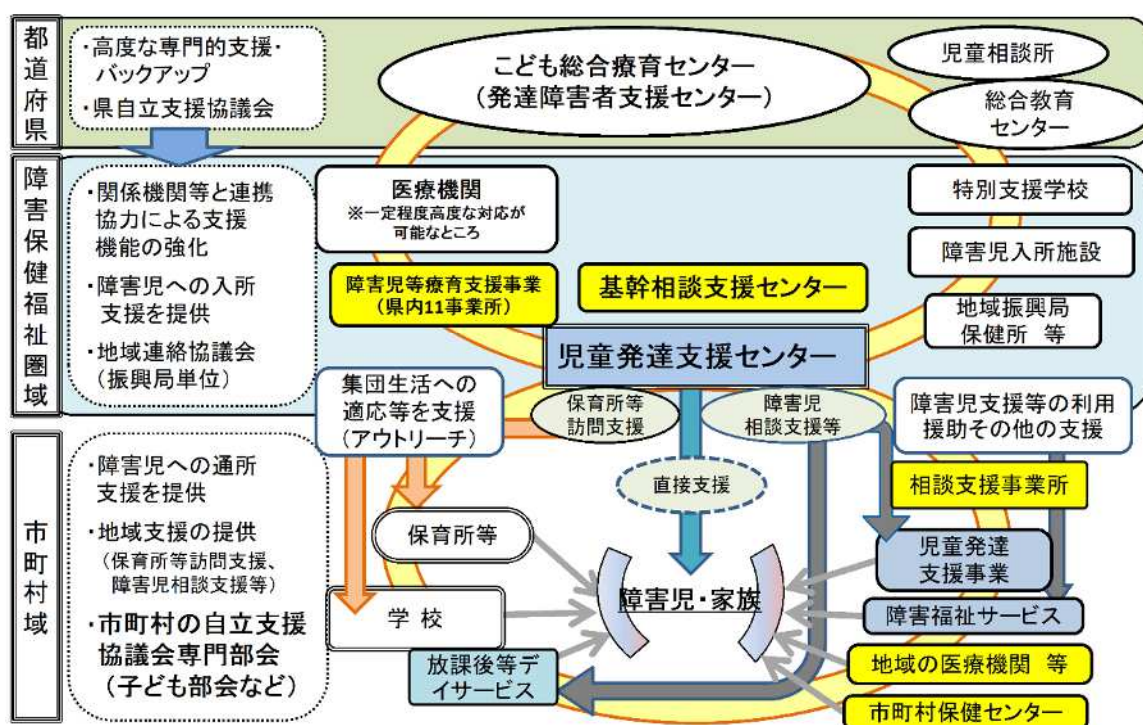
障害児通所支援事業所と障害児入所施設は障害児支援の両輪であり、その機能の充実が重要であることから、市町村と連携して研修の機会の確保や指導・助言に努め、各施設において障害の特性、重度化等の現状を踏まえた個別支援計画が作成され、必要に応じ当該計画が

見直されることにより、障害のある児童一人ひとりのニーズに応じた支援が提供されるよう努めます。

また、認定こども園・幼稚園・保育所に在籍しながら児童発達支援事業所を利用している児童の保護者の経済的負担の軽減を図り、早期に療育を受けられる環境整備に努めます。

なお、障害児通所支援事業所の数が増加しているが、質の高い専門的な発達支援を行う機関であり、支援内容の適正化と質の向上が求められていることから、適切な指導・助言に努めます。

鹿児島県の障害児等の地域療育支援体制のイメージ



② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携に努めます。

また、障害児の早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図るとともに、それぞれの子育て支援担当部局や保健医療担当部局との連携体制の確保に努めます。

さらに、障害児支援が適切に行われるために就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制の確保に努めます。

○ 子育て支援に係る施策との連携

本県の少子化対策や子ども・子育て支援、母子保健対策等に関する施策を総合的に推進するための指針となる「かごしま子ども未来プラン2020（計画期間：令和2年度から令和6年度）」が策定され、同プラン等に基づく各種施策が実施されていることから、県及び市町村において、子育て支援及び母子保健担当部局との緊密な連携を図りながら、障害児支援に関する施策に取り組みます。

○ 教育との連携

障害のある児童生徒については、特に、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されるよう、移行支援シート等の活用を進めながら、各地域の小中学校等、特別支援学校等の教育関係機関と障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター²等との緊密な連携の促進に努めます。

○ インクルーシブ教育システムの推進

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、障害の状態に応じ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校の多様な学びの場の充実に努めます。

③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、児童発達支援センターが保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行うとともに、児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めます。

④ 医療的ケア児等特別な支援が必要な障害児に対する支援

○ 重症心身障害児に対する支援体制の充実

重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を支援しながら、支援体制の充実に努めます。

○ 医療的ケア児等に対する支援体制の充実

医療的ケア児等及びその家族が身近な地域で、より円滑に支援を受けられるよう、医療的ケア児等支援センターにおいて、医療、保健、福祉、教育など多くの分野にまたがる相談へ

² 障害者就業・生活支援センター…障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う機関

一元的に対応するとともに、同センターを核として、地域の医療的ケア児等コーディネーターなど関係機関・団体との連携体制を構築し、支援の円滑な調整を図ります。

連携体制の構築に向けて、市町村にアドバイザーを派遣し、医療的ケア児等コーディネーターの配置や支援に係る協議の場の設置等について助言を行うとともに、「鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会」において、支援に係る関係者間で課題や支援策の協議、情報共有等を行います。

また、医療的ケア児等に対する支援を適切に行える人材を養成するため、医療的ケア児等コーディネーター養成研修や支援者のスキルアップ研修等を行います。

さらに、在宅で医療的ケア児等を介護する家族の負担軽減を図るため、医療型短期入所事業所など医療的ケア児等の受入施設の整備等を促進します。

この他、医療的ケア児等の支援に資するよう、県内の医療的ケア児等とその家族の生活実態について改めて調査を行います。

○ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めます。

○ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。

○ 障害児施設に入所する児童の移行調整

障害児入所施設に入所している児童については、18歳以降、個々の状況に応じた環境へ円滑に移行できるよう、移行が困難なケースについては、県が移行調整の主体となり協議の場を設け、関係機関等と連携・協力して調整を図ります。

○ 虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備

虐待を受けた障害児に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。

このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築に努めます。

さらに、児童発達支援センターは、「気づき」の段階を含めた地域の多様な障害児及び家族に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすことが求められていることから、その役割を果たせるよう支援に努めます。

(7) 社会参加の促進

① スポーツ・文化芸術活動の振興

○ スポーツ活動の振興

障害者等のスポーツ活動については、各地域において障害者団体等による各種スポーツ大会等が開催されるなどスポーツに親しむ取組がなされており、障害者等が県内各地から一堂に参加する「県障害者スポーツ大会」を毎年開催しているほか、「全国障害者スポーツ大会」への派遣を行うなど障害者スポーツの振興を図っています。

「鹿児島県障害者自立交流センター（ハートピアかごしま内）」においては、バドミントン教室や水泳教室などを開催し、日常的にスポーツができる機会を設けているほか、各地域で地域交流スポーツ教室を開催するなど全県的な取組を進めています。

また、令和5年に開催された「燃ゆる感動かごしま大会」を契機とした障害者スポーツの普及拡大に努めます。

○ 文化芸術活動の振興

障害者等の文化芸術活動を支援するため、「鹿児島県障害者自立交流センター」において、手芸や陶芸などの文化教室を開催するとともに、その成果を発表する文化教室作品展を開催しています。

また、「ふれあいコンサート」など音楽会の実施や、障害者とその家族等が集う「友愛フェスティバル」等への助成を行っています。

さらに、障害者の自立と社会参加を促進するため、文化芸術活動を行う障害者やその家族、福祉施設、支援団体等を支援する拠点として、「鹿児島県障害者芸術文化活動支援センター」を設置し、相談支援、人材の育成等、関係者のネットワークづくり、発表の機会の確保、情報収集・発信等を行っています。

今後も引き続き、障害者等のスポーツ・文化芸術活動の振興に努めます。

【県障害者スポーツ大会への参加実績】

区分	R元	R2	R3	R4	R5
参加人数	958人	中止	中止	573人	788人

【スポーツ教室等の開催状況（令和4年度）】

	教室名	開催回数 (回)	受講・ 参加者数 (人)
スポーツ教室	バドミントン、水泳、車いすテニス、健康体操、ボッチャ、地域交流スポーツ教室等	74	912
文化教室	手芸、陶芸、押し花アート、絵手紙、和菓子、生け花等	51	621
友愛フェスティバル	県精神障害者文化・創作活動振興事業（親睦交流会、体験発表、作品展等）	1	500

② 意思疎通支援等の充実

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行えることは、障害者が自立や社会参加をするために欠かせないことです。

「県視聴覚障害者情報センター」においては、点字・録音・CD図書や字幕入りDVDの製作・収集、貸出などにより、視覚障害者や聴覚障害者への情報提供を行っています。また、意思疎通支援を担う手話通訳者、要約筆記者、音訳奉仕員、点訳奉仕員、盲ろう者通訳・介助員等の養成を行い、市町村等と連携して、派遣体制の充実に努めています。

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対しては、言語の取得、コミュニケーション能力の向上などに役立つことから、補聴器の購入費用の助成を行っています。

令和2年3月に「かごしま県民手話言語条例」が施行されており、言語としての手話の認識を普及し、手話を使用しやすい環境整備等を図るため、ろう者の障害特性について県民の理解促進に努めるとともに、県政の重要な情報を円滑に提供するための知事記者会見等への手話通訳の導入、基本的な手話を紹介する動画の県ホームページ掲載などの取組を進めています。今後とも、手話が言語であるとの認識に基づき、市町村や関係団体等と連携して、県民等が手話を学ぶ機会の確保や手話を用いた情報発信、手話通訳を行う人材の育成など、手話の普及等に関する施策を推進します。

今後も引き続き、障害者の自立と社会参加を促進するため、意思疎通支援等の充実に努めます。

【手話通訳者等の登録者数】 (単位：人)

登録者数	R4年度末
手話通訳者等	112
要約筆記者等	41
音訳奉仕員	51
点訳奉仕員	118
盲ろう者通訳・介助員	91

③ 身体障害者補助犬の周知や給付

重度の視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者の就労の促進及び生活範囲の拡大と社会活動への積極的な参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付しています。

今後も引き続き、身体障害者補助犬の給付を行うとともに、補助犬の意義・役割等の広報活動を通じた一層の理解促進に努めます。

【補助犬の給付の状況】 (単位：頭)

	給付頭数 (S63～R4年度)	実働頭数 (R4年度末)
県給付(全て盲導犬)	57	11

(8) 雇用・就業の支援

① 就労支援の充実

障害者の職業生活における自立を図るため、「障害者就業・生活支援センター」を県内7箇所に設置し、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障害者の就業並びに、これに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど必要な支援を一体的に行っており、令和4年度は246人が就業しています。

○ 関係機関との連携

障害者の就職については、鹿児島労働局や「鹿児島障害者職業センター」等の支援が重要であることから、「障害者就業・生活支援センター」とこれらの関係機関との連携の強化に努めます。

【障害者就業・生活支援センターによる就職実績】

センター名		R2	R3	R4
かごしま (H15年設置)	就職者数	56	63	69
	うち福祉施設からの就労	5	10	3
おおすみ (H20年設置)	就職者数	36	36	42
	うち福祉施設からの就労	5	4	3
あいらいさ (H22年設置)	就職者数	64	58	48
	うち福祉施設からの就労	8	7	10
あまみ (H23年設置)	就職者数	23	24	20
	うち福祉施設からの就労	10	6	7
なんさつ (H24年設置)	就職者数	21	21	16
	うち福祉施設からの就労	4	6	1
ほくさつ (H26年設置)	就職者数	33	28	30
	うち福祉施設からの就労	13	2	5
くまげ (H26年設置)	就職者数	19	12	21
	うち福祉施設からの就労	1	1	5
計	就職者数	252	242	246
	うち福祉施設からの就労	46	36	34

※ 「就職者数」とは、一般事業所に就職した数。

※ 「うち福祉施設からの就労」とは、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、一般事業所に就職した数。

② 工賃向上の推進

○ 「県工賃向上計画」

令和3年度から令和5年度を計画期間とする「県工賃向上計画」においては、令和2年度の工賃実績：平均月額17,470円を、令和5年度までに18,874円以上とすることを目標として定めており、共同受注の促進や、農業への参入、技術支援など農福連携³による就労支援に取り組んだことにより、令和4年度の工賃実績は平均月額18,003円まで増加しています。

次期計画においても、引き続き、障害者就労施設等の工賃向上に取り組めます。

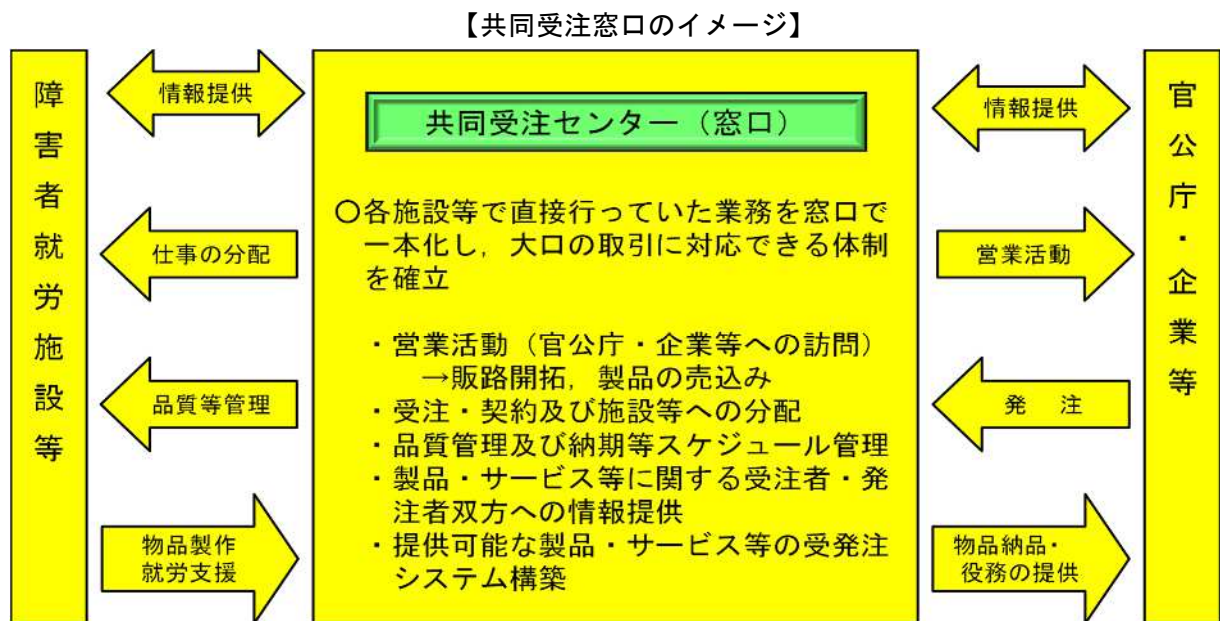
○ 障害者施設等からの優先調達

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行に伴い、「鹿児島県障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を策定しており、今後とも同方針に基づき、全庁的に障害者施設等からの物品等の調達に取り組み、障害者就労施設等からの調達推進に努めます。

なお、障害者就労施設等からの物品等の調達実績は、令和2年度約42,090千円、令和3年度約59,412千円、令和4年度約43,392千円と増加傾向にあります。

○ 共同受注窓口の活用

発注者のニーズに柔軟に対応できる受け皿として、障害者就労施設等が連携、協働して組織する共同受注窓口を活用し、施設等が提供できる物品・サービスの情報を官公庁や民間企業に提供する体制の整備を図るなど、受注実績を拡大することにより、引き続き工賃の向上を図ります。



³ 農福連携・・・障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組

(9) 離島における対策

○ 現状

熊毛・奄美の両障害保健福祉圏域においては、人口に占める障害のある人の割合が県の平均を上回っている一方で、障害福祉サービスの利用が島内に限定されるなど地理的条件による制約があります。

また、熊毛・奄美圏域以外の離島においても、地理的な条件による課題があります。

【離島における障害のある人の人口に占める割合】

(単位：%)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	合計
熊毛	7.5	1.9	0.7	10.0
奄美	7.7	1.7	1.1	10.5
県全体 (奄美・熊毛を除く)	5.6	1.4	1.1	8.0

※障害者数は令和4年度末の手帳所持者数、人口(推計)は令和5年3月現在

○ 人材の育成・確保

離島における障害福祉サービス提供体制の充実を図る必要があることから、適切に医療的ケア(たんの吸引等)ができる介護職員等を養成するための研修等を実施しています。

また、離島の地理的条件による課題の緩和を図るため、奄美圏域において、障害支援区分認定調査員等研修会等を実施しています。

これらの離島地域において実施している研修や相談支援従事者、サービス管理責任者の研修等を通じて、離島におけるサービス事業所の人材の育成・確保に努めます。

○ 自立支援協議会における取組

自立支援協議会は、障害者福祉に携わる関係者で構成され、地域の実情に応じたサービス基盤の整備を進めていく上で大切な役割を担っています。このため、県自立支援協議会による支援等により地域の自立支援協議会を活性化して、障害福祉サービス提供体制の整備を推進します。

また、障害保健福祉圏域ごとに設置している、行政及び関係者で構成する地域連絡協議会において、市町村と連携して対応していきます。

自立支援協議会において、離島地域における課題の整理や対応策の検討を行い、障害福祉サービス提供基盤の整備等につなげます。

○ 熊毛・奄美以外の離島においても、障害福祉サービスが円滑に提供されるように努めます。

第3章 第6期計画の実績

(1) 令和5年度目標値に対する実績

令和3年3月に策定した第6期計画に定めている、①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点⁴等が有する機能の充実、④福祉施設から一般就労への移行等、⑤障害児支援の提供体制の整備等、⑥相談支援体制の充実・強化等、⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築についての、令和5年度目標値に対する実績（中間結果：令和4年度）は次のとおりです。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第6期計画では、令和元年度末時点の施設入所者3,395人のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する者についての目標値を204人としていますが、令和4年度末での実績は45人となっています。

また、令和元年度末時点の施設入所者数を、令和5年度末で55人削減するという目標値については、令和4年度末での実績が87人となっています。

項目	目標値	実績(R4)	考え方
【目標値】 施設入所者数の削減見込	55人	87人	令和元年度末時点の施設入所者数（3,395人）と比較した令和5年度末時点の施設入所者数の削減見込み 【国指針：令和元年度末時点から1.6%以上削減】
【目標値】 地域生活移行者数	204人	45人	令和元年度末時点の施設入所者（3,395人）のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数 【国指針：令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第6期計画における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関連する項目についての目標値及び令和4年度における実績は次表のとおりです。

⁴ 地域生活支援拠点 ……地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイ等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う、居住支援機能と地域支援機能を併せ持つ多機能拠点

ア 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

項目	目標値	実績(R4)	考え方
【目標値】 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	323.5日	国の指針どおり 【国指針：令和5年度における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上】

イ 精神病床における1年以上長期入院患者数

項目	目標値	実績(R4)	考え方
【目標値】 精神病床における1年以上長期入院患者数 65歳以上	2,959人	3,763人	国の指針どおり 【国指針：国が提示する推計式により算定した長期入院患者数】
【目標値】 精神病床における1年以上長期入院患者数 65歳未満	1,364人	1,528人	国の指針どおり 【国指針：国が提示する推計式により算定した長期入院患者数】

ウ 精神病床における早期退院率

項目	目標値	実績(R元)	考え方
【目標値】 入院後3か月時点の退院率	69%	53%	【国指針：69%以上】
【目標値】 入院後6か月時点の退院率	86%	72%	【国指針：86%以上】
【目標値】 入院後1年時点の退院率	92%	82%	【国指針：92%以上】

活動指標

ア～ウの目標値を達成するための必要な量（活動指標）として設定した数値及び実績は次表のとおりとなっています。

区分	見込量（人）			実績（人）		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5
精神障害者の地域移行支援	52	59	76	45	69	-
精神障害者の地域定着支援	46	57	76	9	6	-
精神障害者の共同生活援助	1,006	1,064	1,120	1,294	1,429	-
精神障害者の自立生活援助	45	48	57	36	43	-

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第6期計画における、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する項目についての目標値及び令和4年度における実績は次表のとおりです。

ア 地域生活支援拠点等

項目	目標値	実績(R4)	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の数	7か所	4か所	令和5年度末までに整備する地域生活支援拠点等の数 【国指針：市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備】

イ 運用状況の検証及び検討

項目	目標値	実績(R4)	考え方
【目標値】 運用状況の検証及び検討	年1回	年2回	国指針どおり 【国指針：年1回以上運用状況を検証及び検討する】

④ 福祉施設から一般就労への移行等

第6期計画における、福祉施設から一般就労への移行等に関する項目についての目標値及び令和4年度における実績は次表のとおりとなっています。

ア 一般就労移行者数

項目	目標値	実績(R4)	考え方
【目標値】 一般就労への就労移行者数	274人	203人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練を通じて、令和5年度に一般就労に移行する者の数 【国指針：令和元年度実績（215人）の1.27倍以上】
就労移行支援事業	84人	94人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和5年度に一般就労に移行する者の数 【国指針：令和元年度実績（64人）の1.30倍以上】
就労継続支援A型事業	82人	31人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和5年度に一般就労に移行する者の数 【国指針：令和元年度実績（65人）の1.26倍以上】
就労継続支援B型事業	105人	63人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和5年度に一般就労に移行する者の数 【国指針：令和元年度実績（86人）の1.23倍以上】

イ 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者

項目	目標値	実績(R4末)	考え方
【目標値】 就労定着支援事業を利用する者の割合	5割	4割	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合 【国指針：就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合が7割】

ウ 就労定着支援事業による就労定着率

項目	目標値	実績(R4末)	考え方
【目標値】 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	7割	7割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所 【国指針：7割以上】

活動指標

ア～ウの目標値を達成するための必要な量（活動指標）として設定した数値及び令和4年度における実績は次表のとおりとなっています。

項目	数値	実績(R4)	考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	271人	188人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労へ移行する者の数
障害者に対する職業訓練の受講者数	10人	9人	令和5年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち職業訓練を受講する者の数
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	167人	74人	令和5年度における福祉施設から公共職業安定所への誘導者数
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	109人	68人	令和5年度における福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	154人	156人	令和5年度において福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

第6期計画における、障害児支援の提供体制の整備等に関連する項目についての目標及び令和4年度における実績は次表のとおりとなっています。

ア 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

項目	目標
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。
	実績
	関係機関等と意見交換や協議を行い、難聴児支援のための中核的機能の体制確保に向けて検討した。

イ 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

項目	目標
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、県、各圏域又は各市町村において、令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。
	実績
	県において、令和5年9月に県医療的ケア児等支援センターを開設し、医療的ケア児等コーディネーターを2名配置した。 市町村において、令和5年6月末時点、11市町村に10名の医療的ケア児等コーディネーターを配置した。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

第6期計画における、相談支援体制の充実・強化等に関連する項目についての目標及び令和4年度における実績は次表のとおりとなっています。

項目	目標
相談支援体制の充実・強化等に向けた体制の確保	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施など相談支援体制の充実・強化等に向けた体制を確保する。
	実績
	令和4年度末までに28市町村で相談支援体制の充実・強化等に向けた体制が確保された。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第6期計画における、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関連する項目についての目標及び令和4年度における実績は次表のとおりとなっています。

項目	目標
サービスの質の向上を図るための体制の構築	令和5年度末までに、指導監査結果の関係市町村との共有など障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。
	実績
	県が事業者に対して行う集団指導の内容について、市町村へ共有を図るとともに、実地指導等の結果を必要に応じて関係市町村へ提供し、合同で指導を行うなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築に取り組んだ。

(2) 指定障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとのサービス見込量に対する実績

第6期計画における、指定障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス）、相談支援のサービス見込量に対する実績は次のとおりです。

① 訪問系サービス

区分	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
居宅介護 重度訪問介護	時間	78,194	82,271	86,561	82,928	87,432	94,004
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	2,807	2,951	3,103	2,773	2,816	2,912

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

② 日中活動系サービス

区分	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
生活介護	人日	113,485	115,359	117,264	111,704	110,033	112,040
	人	5,615	5,702	5,790	5,547	5,534	5,583
自立訓練（機能訓練）	人日	472	487	502	460	444	521
	人	31	32	33	34	34	39
自立訓練（生活訓練）	人日	3,546	3,730	3,923	2,946	2,961	3,123
	人	273	281	291	234	217	213
就労移行支援	人日	6,523	6,868	7,231	5,577	4,874	5,169
	人	390	418	449	339	294	303

区分	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
就労継続支援（A型）	人日	26,759	27,355	27,964	27,679	28,501	29,348
	人	1,390	1,424	1,459	1,443	1,500	1,546
就労継続支援（B型）	人日	117,729	122,972	128,449	122,371	126,594	133,663
	人	6,937	7,254	7,586	7,184	7,525	7,857
就労定着支援	人	82	87	92	94	95	90
療養介護	人	461	465	468	466	468	466
短期入所（福祉型）	人日	4,227	4,335	4,446	5,551	4,797	5,772
	人	460	471	482	619	589	730
短期入所（医療型）	人日	319	334	350	399	409	523
	人	51	51	52	56	58	71

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

③ 居住系サービス

区分	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
自立生活援助	人	50	58	63	32	29	34
共同生活援助	人	2,660	2,756	2,855	2,882	3,137	3,359
施設入所支援	人	3,344	3,300	3,257	3,290	3,242	3,224

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

④ 相談支援

区分	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
計画相談支援	人	4,103	4,308	4,524	4,038	4,037	4,222
地域移行支援	人	51	65	85	10	20	22
地域定着支援	人	40	53	69	9	7	6

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

⑤ サービス種類別事業所数の推移

時点	訪問系					日中活動系							
	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
R3. 4. 1	272	266	108	34	0	210	52	45	86	370	13	4	147
R4. 4. 1	278	258	114	34	0	233	46	42	89	396	13	4	156
R5. 4. 1	290	267	114	34	0	240	47	43	91	416	13	4	168

時点	居住系			相談系			障害児通所					障害児入所		障害児相談支援
	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	福祉型児童入所支援	医療型児童入所支援	
R3. 4. 1	8	192	76	209	64	63	280	384	94	0	5	8	3	183
R4. 4. 1	9	213	76	225	65	64	334	448	105	0	8	8	3	202
R5. 4. 1	8	241	76	242	64	63	396	523	121	0	9	8	3	221

(3) 地域生活支援事業の種類ごとの見込量に対する実績

第6期計画における、地域生活支援事業の実績は、次のとおりです。

① 専門性の高い相談支援事業

事業名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	—
	利用者数	800	800	800	809	695	—
高次脳機能障害者支援センター事業	設置数	1	1	1	1	1	—
	相談件数	550	550	550	535	472	—
	研修開催回数	3	3	3	1	3	—
	研修会参加者数	300	300	300	46	213	—

② 広域的な支援事業

事業名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
県相談支援体制整備事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
県自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1	1	1	1

③ 人材育成事業

事業名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
相談支援従事者初任者研修	開催回数	1	1	1	1	1	—
	参加者数	110	110	110	126	112	—
相談支援従事者現任研修	開催回数	1	1	1	1	1	—
	参加者数	110	110	110	87	115	—
相談支援従事者専門コース別研修	開催回数	1	1	1	1	1	—
	参加者数	60	60	60	30	87	—
サービス管理責任者研修(基礎) (児童発達支援管理責任者含む)	開催回数	1	1	1	5	5	—
	参加者数	450	450	450	515	591	—
サービス管理責任者研修(更新) (児童発達支援管理責任者含む)	開催回数	1	1	1	4	4	—
	参加者数	300	300	300	390	453	—
サービス管理責任者研修(実践) (児童発達支援管理責任者含む)	開催回数	1	1	1	2	2	—
	参加者数	400	400	400	112	266	—
強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修)	開催回数	2	2	2	4	3	—
	参加者数	270	410	410	284	251	—
強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)	開催回数	2	2	2	3	2	—
	参加者数	310	310	310	184	181	—
手話通訳者養成研修事業	開催回数	30	30	30	34	32	—
	参加者数	40	40	40	8	31	—
要約筆記者養成研修事業	開催回数	10	10	10	11	11	—
	参加者数	20	20	20	23	20	—
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	開催回数	10	10	10	11	10	—
	参加者数	10	10	10	27	5	—
失語症者向け意思疎通支援者 指導者養成研修事業	開催回数	1	1	1	1	1	—
	参加者数	2	2	2	4	3	—
失語症者向け意思疎通支援者 養成研修事業	開催回数	9	9	9	9	9	—
	参加者数	10	10	10	16	19	—
音声機能障害者発声訓練・ 指導者養成事業	開催回数	1	1	1	0	0	—
	参加者数	5	5	5	0	0	—
障害支援区分認定調査員等研修事業 (審査会委員研修, 主治医研修含む)	開催回数	25	25	25	11	11	—
	参加者数	300	300	300	306	219	—

④ その他事業

事業名	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
障害者ITサポートセンター運営事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	—
	相談件数	60	60	60	70	57	—
手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	手話通訳者派遣回数	30	30	30	10	7	—
	要約筆記者派遣回数	20	20	20	4	9	—
盲ろう者通訳・介助員派遣事業	派遣回数	70	70	70	111	111	—

(4) 障害児を対象としたサービスの種類ごとの見込量に対する実績

第6期計画における、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等のサービス見込量に対する実績は次のとおりです。

① 障害児通所支援

区分	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
児童発達支援	人日	39,086	41,139	43,299	45,017	48,997	51,047
	人	4,888	5,151	5,429	5,630	6,063	5,955
放課後等デイサービス	人日	59,753	63,813	68,149	65,295	73,779	85,654
	人	5,510	5,891	6,299	6,110	7,010	8,036
保育所等訪問支援	人日	493	517	541	750	966	1,203
	人	400	415	431	578	715	892
医療型児童発達支援	人日	129	192	231	0	0	0
	人	13	18	25	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	137	138	145	3	2	2
	人	26	27	31	1	1	1

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 「人日」とは、(月間の利用者数) × (平均利用日数)

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

② 障害児入所支援

区分	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
福祉型児童入所支援	人	122	121	119	121	119	118
医療型児童入所支援	人	64	59	56	60	54	49

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

③ 障害児相談支援

区分	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
障害児相談支援	人	2,624	2,777	2,940	2,713	3,051	3,501

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

④ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

区分	単位	見込量			実績		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
コーディネーターの配置人数	人	47	53	67	36	55	—

※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者数

⑤ 発達障害児等に対する支援

区分	見込量			実績		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5
発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	—
こども総合療育センターによる相談支援件数	[700件] 3,900件	[700件] 3,900件	[700件] 3,900件	[809件] 3,948件	[695件] 4,220件	—
こども総合療育センターによる診察件数	8,300件	8,300件	8,300件	7,236件	6,957件	—
こども総合療育センターによる療育指導件数	3,400件	3,400件	3,400件	2,257件	2,200件	—
こども総合療育センターの関係機関への助言件数	[10件] 70件	[10件] 70件	[10件] 70件	[3件] 33件	[2件] 26件	—
発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	25件	25件	25件	21件	20件	—
こども総合療育センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	[30件] 310件	[30件] 310件	[30件] 310件	[19件] 199件	[23件] 272件	—
障害児等療育支援事業	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所	—

区分	見込量			実績		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5
ペアレントトレーニング ⁵ やペアレントプログラム ⁶ 等の支援プログラム等の受講者数	[10人] 30人	[10人] 30人	[10人] 30人	[15人] 21人	[10人] 16人	—
ペアレントメンター ⁷ の人数	17人	17人	25人	17人	17人	—
ピアサポート活動への参加人数	10人	10人	10人	4人	3人	—

※ こども総合療育センターの相談支援件数等には、発達障害者支援センターの件数を含む。

※ 上段（[]内）については、発達障害者支援センターの件数。

※ ピアサポート活動は、ペアレントメンターが活動（グループ相談会や交流会における相談対応、助言など）

⁵ ペアレントトレーニング…応用行動分析をベースとして、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的として行うもの。

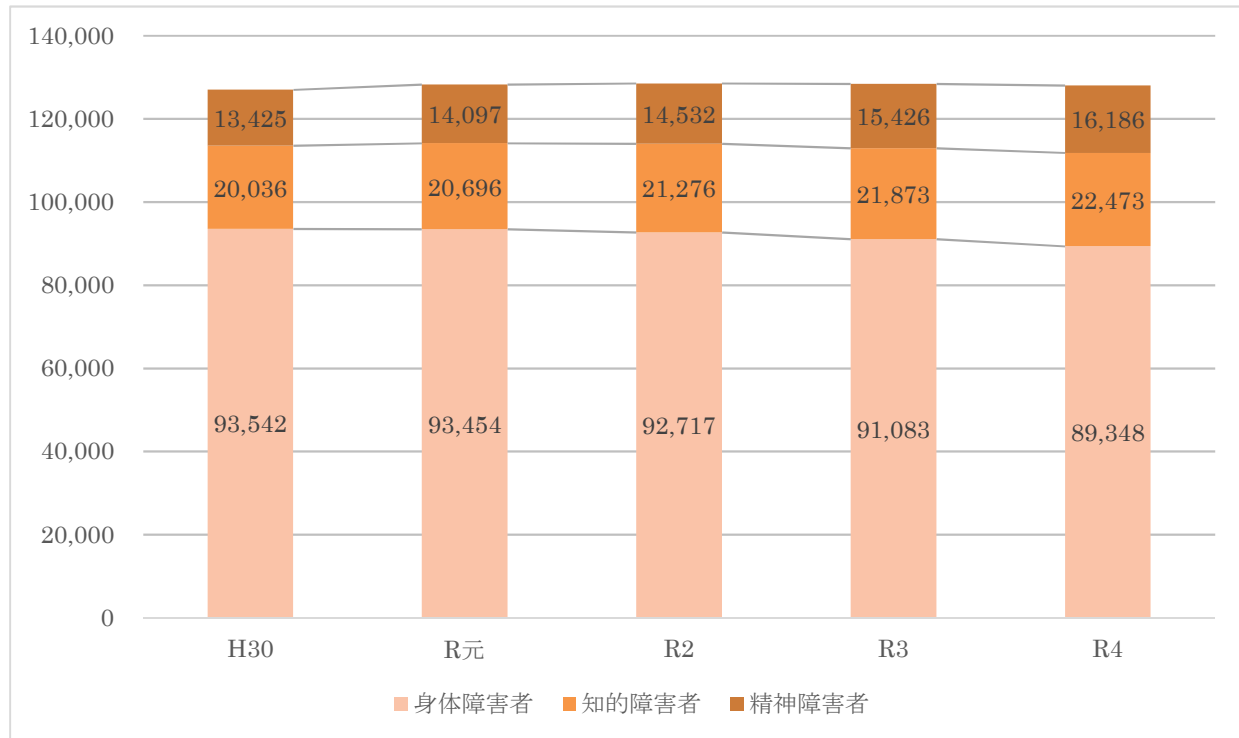
⁶ ペアレントプログラム…地域での普及を図るために開発された簡易的なプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、行動で考える、行動を観ることに特化した「親の認知を肯定的に修正すること」を目的としたプログラム。

⁷ ペアレントメンター…発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。子どもが発達障害児の診断を受けて間もない親などに対して、相談や助言を行う。

第4章 目標値，サービス見込量等

第1節 本県の障害者の現状

(単位：人)



(1) 身体障害者

身体障害者手帳の交付数は令和4年度末で89,348人となっており，令和元年度末の93,454人と比較すると4,106人，4.4%の減となっています。

① 年齢別身体障害者手帳交付状況

(単位：人)

項目	令和元年度末		令和4年度末		R4/R元
		構成比		構成比	
18歳未満	1,376	1.5%	1,241	1.4%	90.2%
18～64歳	20,769	22.2%	18,682	20.9%	90.0%
65歳以上	71,309	76.3%	69,425	77.7%	97.4%
計	93,454	100.0%	89,348	100.0%	95.6%

② 内容・程度別身体障害者手帳交付状況（令和4年度末）

(単位：人)

項目	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	2,460	2,014	358	353	662	311	6,158
聴覚障害	305	1,987	1,210	2,530	42	3,641	9,715
言語障害	44	64	450	293	0	0	851
肢体不自由	9,551	10,214	7,783	10,660	4,411	2,667	45,286
内部障害	14,592	381	4,991	7,374	0	0	27,338
計	26,952	14,660	14,792	21,210	5,115	6,619	89,348

(2) 知的障害者

療育手帳の交付者数は令和4年度末で22,473人となっており、令和元年度末の20,696人と比較すると1,777人、8.6%の増となっています。

① 年齢別療育手帳交付状況

(単位：人)

項目	令和元年度末		令和4年度末		R4/R元
		構成比		構成比	
18歳未満	3,924	19.0%	4,218	18.8%	107.5%
18～64歳	13,222	63.9%	14,062	62.6%	106.4%
65歳以上	3,550	17.2%	4,193	18.6%	118.1%
計	20,696	100.0%	22,473	100.0%	108.6%

② 年齢・程度別療育手帳交付状況（令和4年度末）（単位：人）

項目	重度	中・軽度	計
18歳未満	1,037	3,181	4,218
18～64歳	5,788	8,274	14,062
65歳以上	2,261	1,932	4,193
計	9,086	13,387	22,473

(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付数は令和4年度末で16,186人となっており、令和元年度末の14,097人と比較すると2,089人、14.8%の増となっています。

① 年齢別精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位：人)

項目	令和元年度末		令和4年度末		R4/R元
		構成比		構成比	
18歳未満	217	1.5%	327	2.0%	150.7%
18～64歳	10,545	74.8%	12,065	74.5%	114.4%
65歳以上	3,335	23.7%	3,794	23.5%	113.8%
計	14,097	100.0%	16,186	100.0%	114.8%

② 程度別精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位：人)

項目	令和元年度末		令和4年度末		R4/R元
		構成比		構成比	
1級	571	4.1%	623	3.8%	109.1%
2級	10,599	75.2%	12,312	76.1%	116.2%
3級	2,927	20.8%	3,251	20.1%	111.1%
計	14,097	100.0%	16,186	100.0%	114.8%

③ 入院・通院別状況（実数）

（単位：人）

項目	令和元年	令和4年	R4/R元
入院患者	8,435	7,965	94.4%

※各年6月末時点

（単位：人）

項目	令和元年度末	令和4年度末	R4/R元
通院患者	25,989	28,151	108.3%

※自立支援医療（精神通院）受給者証の発行数

(4) 難病等患者

難病等による障害福祉サービスの支給決定者数（障害者手帳の取得などにより障害福祉サービスの支給が決定した者を除く）は、令和元年度は52人、令和4年度で77人です。

(5) 発達障害児

発達障害が疑われる子どもの数については、本県及び文部科学省が実施した実態調査結果に基づき、令和4年度の保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校、高校等に在籍する園児・児童・生徒数から算出すると、約1万4千人と推計されます。

区分	在籍者数（人）	発達障害が疑われる子どもの割合（%）	発達障害児の数 [推計]（人）	割合の根拠
保育所	20,995	4.9	1,029	県障害福祉課による平成21年度実態調査結果
幼稚園	6,252		306	
認定こども園	26,112		1,279	
小計	53,359		2,614	
小学校	80,314	8.8	7,068	文部科学省による令和4年実態調査結果
中学校	41,142		3,620	
高校	42,391	2.2	933	
計	217,206		14,235 (約1万4千人)	

※1 認定こども園の在籍者数には全類型を含む。

※2 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（令和4年公表）による。

※3 在籍者数は、令和4年度学校基本調査（確定値）、県児童待機調査・認定こども園調査による。

(6) 医療的ケア児（調査時点 令和2年7月1日）

医療的ケア児（20歳未満）の数 242人

（医療的ケア児が成長し、20歳以上となった者を含めると291人）

(7) 障害福祉サービス利用者数

障害者手帳所持者数と障害福祉サービス利用者数

（単位：人）

項目	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
手帳所持者数	127,003	128,247	128,525	128,382	128,007
サービス利用者数	16,437	16,857	17,213	17,794	18,159
サービス利用者割合	12.9%	13.1%	13.4%	13.9%	14.2%

※ サービス利用者数は、障害福祉サービスの月平均利用者数（実数）

第2節 第7期計画の成果目標

計画期間の最終年度である令和8年度における成果目標は次のとおりとします。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 令和8年度目標値

令和4年度末時点の施設入所者数の、令和8年度末における削減についての目標値は、国指針や市町村の目標値を踏まえ、165人（5%）とします。

また、令和4年度末時点の施設入所者3,282人のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する者についての目標値は、国指針や市町村の目標値を踏まえ、197人（6%）とします。

項目		目標値	考え方
【目標値】 施設入所者数の削減 見込	人数	165人	令和4年度末時点の施設入所者数（3,282人）と比較した令和8年度末の施設入所者数の削減見込 【国指針：令和4年度末から5%以上削減】
	割合	5%	
【目標値】 地域生活移行者数	人数	197人	令和4年度末時点の施設入所者（3,282人）のうち、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数 【国指針：令和4年度末の施設入所者数の6%以上】
	割合	6%	

② 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

計画期間における指定障害者支援施設の必要入所定員総数については、市町村の目標値等を踏まえ、次のとおり設定します。

項目	必要入所定員総数			
	R4 施設入所者数	R6	R7	R8
必要入所定員総数	3,282人	3,199人	3,158人	3,117人

③ 地域生活移行支援のための方策

地域生活への移行を進めるためには、地域における安心した暮らしを支援する体制が必要であり、相談支援体制の充実をはじめとした取組により地域生活への移行を支援します。

- ・ 障害や障害者等に対する県民の理解を促進するため、広報・啓発活動を実施します。
- ・ 地域における総合的な相談支援体制の整備、障害福祉サービスの提供に従事する責任者や専門職員等の育成、地域の自立支援協議会の充実に努めます。
- ・ 「自立生活援助」の提供体制の確保や、「住まいの場」としてのグループホームの整備を促進します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 令和8年度目標値

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数については、令和8年度における目標値を、国の指針が示した数値を踏まえ、現状値を基に過去6年間の伸び率を勘案し、330.2日以上とします。

精神病床における1年以上長期入院患者数についての令和8年度における目標値は、国が提示する推計式を用い、65歳以上は3,186人、65歳未満は1,331人とします。

また、精神病床における早期退院率についての令和8年度における目標値は、国指針において示された基本値をもとに、入院後3か月時点の退院率68.9%、入院後6か月時点の退院率84.5%、入院後1年時点の退院率91.0%とします。

ア 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

項目	目標値	考え方
【目標値】 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	330.2日	国の指針が示した数値を踏まえ、現状値を基に過去6年間の伸び率を勘案し設定 【国指針：325.3日以上】

イ 精神病床における1年以上長期入院患者数

項目	目標値	考え方
【目標値】 精神病床における1年以上長期入院患者数 65歳以上	3,186人	【国指針：国指針が示す式により算定】
【目標値】 精神病床における1年以上長期入院患者数 65歳未満	1,331人	【国指針：国指針が示す式により算定】

ウ 精神病床における早期退院率

項目	目標値	考え方
【目標値】 入院後3か月時点の退院率	68.9%	【国指針：68.9%以上】
【目標値】 入院後6か月時点の退院率	84.5%	【国指針：84.5%以上】
【目標値】 入院後1年時点の退院率	91.0%	【国指針：91.0%以上】

② 活動指標

①の目標値を達成するために必要な量（活動指標）について、次のとおり設定します。

区分	見込量（人）		
	R6	R7	R8
精神障害者の地域移行支援	50	60	70
精神障害者の地域定着支援	10	15	20
精神障害者の共同生活援助	1,430	1,450	1,470
精神障害者の自立生活援助	45	50	55
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	160	162	165

③ 地域生活への移行等のための方策

精神障害者の地域移行を推進するために、精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場を通じて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指し、圏域における現状分析と目標の設定、具体策の検討等を行い、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等との重層的な支援体制の構築に努めます。

- ・ 長期入院精神障害者の退院支援を促進するため、各保健所において研修会等を実施するとともに、相談支援事業所等においてピアサポーターを活用し、長期入院精神障害者の退院意欲の喚起や地域移行を推進します。
- ・ 精神障害者が、入院から在宅まで一貫した治療方針のもと、障害福祉サービスや介護保険サービス等様々なサービスと協働しつつ、必要な医療及び福祉サービス等を総合的に受けられる体制の整備を図るため、医療機関と障害福祉サービス及び介護保険サービス事業所等の有機的な連携の強化に努めます。
- ・ 精神障害者の地域移行を推進するためには、グループホームなど、住まいの場の確保が重要であることから、医療機関と連携して、病院資源のグループホームなどの活用の検討を行うとともに、県居住支援協議会等と連携し、精神障害者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図ります。
- ・ 地域移行後の精神障害者の急性増悪時に対応できるよう、日祝年末年始の病院群輪番方式による当番病院や精神科救急情報センターにより、消防機関等からの受入要請等に対応しています。

また、平成27年10月からは、平日夜間・祝日等の電話相談窓口を設置したほか、精神科救急地域拠点病院を県内2か所指定し、県立始良病院と連携して、かかりつけ病院や休日等の当番病院が対応困難な精神障害者の救急医療に対応しています。平成31年4月1日からは、高度医療を要し身体合併症を有する精神障害者への救急医療体制を整備しています。

- ・ 地域における受け入れ基盤の拡充を図るために、保健所等を通じて、市町村における精神障害者の社会復帰を支援するとともに、一般住民に対する地域移行の理解促進のための広報啓発に努めます。
- ・ 精神障害者が地域で安定した生活を維持するために、通院の継続やデイケア等への参加により病状の安定を図る必要があり、そのためには移動手手段の確保は欠かせないことか

ら、精神障害者保健福祉手帳の取得及び利用促進を図るとともに、公共交通機関の運賃割引等の優遇措置の対象拡大に努めます。

- ・ 患者本位の医療を提供するため、多様な精神疾患等ごとの受診可能な医療機関の一覧表を保健医療計画やホームページに掲載し、精神医療機関の役割分担や相互の連携体制の整備を図ります。
- ・ アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症（以下「依存症」という。）に対する誤解、偏見を解消するため、関係機関等と連携して、県民の理解促進に努めます。
- ・ 患者本人やその家族が依存症からの回復を図るため、依存症専門相談、依存症回復支援プログラム、家族ミーティング等による支援を行い、相談拠点である精神保健福祉センターを中心とした相談支援体制の強化を図ります。
- ・ アルコール健康障害対策推進計画、ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、依存症専門医療機関や依存症治療拠点機関等と連携を図りながら、依存症対策に取り組めます。

(3) 地域生活支援の充実

① 令和8年度目標

地域生活支援の充実についての目標は、国指針等を踏まえ、次のとおり設定します。

ア 地域生活支援拠点等

項目	目標値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の数	43 市町村	国の指針どおり 【国指針：各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）】

イ 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討

項目	目標値	考え方
【目標値】 運用状況の検証及び検討	年 1 回	国指針どおり 【国指針：年 1 回以上運用状況を検証及び検討する】

ウ 強度行動障害を有する者の支援体制の充実

項目	目標
強度行動障害を有する者の支援体制の充実	令和8年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備について検討する。

② 地域生活支援の充実のための方策

- ・ 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があることから、地域生活支援拠点等の整備について、助言や情報提供等を行うなど市町村の取組を支援します。

- ・ 強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握や、支援体制の整備について、助言や情報提供等を行うなど市町村の取組を支援します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 令和8年度目標値

令和8年度中において、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者についての目標値は、国指針等を踏まえ、299人とします。

令和8年度における就労定着支援事業の利用者数についての目標値は、国指針等を踏まえ、133人とします。

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合についての目標値は、国指針等を踏まえ、2.5割とします。

ア 一般就労移行者数

項目		目標値	考え方
【目標値】 一般就労への就労移行者数	人数	299人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練を通じて、令和8年度に一般就労に移行する者の数 【国指針：令和3年度実績（233人）の1.28倍以上】
	倍率	1.28倍	
就労移行支援事業	人数	111人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和8年度に一般就労に移行する者の数 【国指針：令和3年度実績（84人）の1.31倍以上】
	倍率	1.31倍	
	割合	5割	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所 【国指針：就労移行支援事業所の5割以上】
就労継続支援A型事業	人数	71人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和8年度に一般就労に移行する者の数 【国指針：令和3年度実績（55人）の1.29倍以上】
	倍率	1.29倍	
就労継続支援B型事業	人数	125人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和8年度に一般就労に移行する者の数 【国指針：令和3年度実績（97人）の1.28倍以上】
	倍率	1.28倍	

イ 就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	考え方
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数	133人	令和8年度に就労定着支援事業を利用した者の数 【国指針：令和3年度実績（94人）の1.41倍以上】

ウ 就労定着支援事業による就労定着率

項目	目標値	考え方
【目標値】 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	2.5割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所 【国指針：2.5割以上】

エ 就労支援のネットワークの強化

項目	目標
就労支援のネットワークの強化	県自立支援協議会において、就労支援に係る雇用や福祉等の関係機関の連携を充実・強化する。

② 活動指標

①の目標値を達成するために必要な量（活動指標）について、次のとおり設定します。

項目	数値	考え方
障害者に対する職業訓練の受講者数	10人	令和8年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち職業訓練を受講する者の数
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	169人	令和8年度における福祉施設から公共職業安定所への誘導者数
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	109人	令和8年度における福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	156人	令和8年度において福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数

③ 就労支援のための方策

鹿児島労働局、商工労働水産部の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、次の取組等により一般就労への移行を支援します。

- ・ 就労移行支援事業所と公共職業安定所等との連携を促進して、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）や職場適応援助者（ジョブコーチ）、委託訓練事業の活用を推進します。
- ・ 障害者の職業生活における自立を図るため、障害者の就業並びにこれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど必要な支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」を県内7か所に設置しており、鹿児島労働局や「鹿児島障害者職業センター」等との連携の強化を図ります。

- ・ 県の物品調達や庁舎等の管理において、障害者雇用促進企業等における優遇措置を実施して、引き続き受注機会の拡大を支援します。

(5) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

① 令和8年度目標

難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築についての目標は、国指針等を踏まえ、次のとおり設定します。

ア 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

項目	目標
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。

② 目標達成のための方策（難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画）

- ・ 保健、医療、福祉及び教育等の関係機関・団体等による協議・情報交換の場の設置や難聴児支援に係る言語聴覚士等の専門家の活用を検討するなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築に向けた取組を進めます。
- ・ 鹿児島県新生児聴覚スクリーニング等環境整備協議会の設置や研修会の実施、普及啓発等により、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の整備を図ります。
また、新生児聴覚検査実施のための手引き書等の活用、検査の実施状況等の調査を実施し、関係団体への情報共有・助言等を行います。
- ・ 特別支援学校（聴覚相談センターを含む）のセンター的機能及び地域での相談機能を強化するため、聾学校の教員の専門性向上に向けた取組の充実を図るとともに、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した教育相談等に取り組めます。

(6) 医療的ケア児等支援のための連携体制の構築

① 令和8年度目標

医療的ケア児等支援のための連携体制の構築についての目標は、国指針等を踏まえ、次のとおり設定します。

項目	目標
医療的ケア児等支援のための連携体制の構築	医療的ケア児等が身近な地域で適切な支援を受けられるように、市町村における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を促進するとともに、県が設置した医療的ケア児等支援センターを核として、地域の医療的ケア児等コーディネーターとの連携など、医療・保健・福祉・教育等の関係機関・団体との連携体制を構築する。

② 目標達成のための方策

- ・ 医療的ケア児等支援センターにおいて、医療、保健、福祉、教育など多くの分野にまたがる相談へ一元的に対応するとともに、同センターを核として、地域の医療的ケア児等コーディネーターなど関係機関・団体との連携体制を構築し、支援の円滑な調整を図ります。
- ・ 市町村にアドバイザーを派遣し、医療的ケア児等コーディネーターの配置や支援に係る協議の場の設置等について助言を行うとともに、「鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会」において、支援に係る関係者間で課題や支援策の協議、情報共有等を行います。
- ・ 医療的ケア児等に対する支援を適切に行える人材を養成するため、医療的ケア児等コーディネーター養成研修や支援者のスキルアップ研修等を行います。

(7) 障害児入所施設に入所する児童が、18歳以降、個々の状況に応じた環境へ移行できるようにするための移行調整

① 令和8年度目標

障害児入所施設に入所する児童が、18歳以降、個々の状況に応じた環境へ移行できるようにするための移行調整についての目標は、国指針等を踏まえ、次のとおり設定します。

項目	目標
障害児入所施設に入所する児童が、18歳以降、個々の状況に応じた環境へ移行できるようにするための移行調整	障害児入所施設に入所している児童が、18歳以降、個々の状況に応じた環境へ円滑に移行できるように、関係機関と連携・協力して調整を行う。

② 目標達成のための方策

- ・ 福祉型障害児入所施設に入所する障害のある児童が18歳以降、個々の状況に応じた環境へ円滑に移行できるよう関係機関が連携した移行調整を行うほか、移行調整が困難なケースについては、県が移行調整の主体となり、協議の場を設け、関係機関等の連携協力のもと、地域移行等を進めます。

(8) 相談支援体制の充実・強化等

① 令和8年度目標

相談支援体制の充実・強化等についての目標は、国指針等を踏まえ、次のとおり設定します。

項目	目標
相談支援体制の充実・強化等に向けた体制の確保	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置（複数市町村による共同設置可）を促進するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保に努める。

	地域づくりに向けた市町村の協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制の確保に努める。
--	--

② 目標達成のための方策

- ・ 地域の自立支援協議会や、障害保健福祉圏域ごとに設置されている「県地域連絡協議会」を活用して、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター等から成るネットワークを構築し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置について、県内アドバイザーの派遣などにより促進します。
- ・ 市町村の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等が行われるよう、県障害者自立支援協議会や県地域連絡協議会、県内アドバイザー派遣による指導・調整等の広域的支援により、地域の自立支援協議会の活性化を図ります。

(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 令和8年度目標

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築についての目標は、国指針等を踏まえ、次のとおり設定します。

項目	目標
サービスの質の向上を図るための体制の構築	相談支援専門員やサービス管理責任者等について、市町村と連携しつつ、地域のニーズを踏まえて計画的に育成する。 令和8年度末までに、指導監査結果の関係市町村との共有など障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

② 目標達成のための方策

- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者等について、市町村及び研修機関と連携しつつ、地域のニーズを踏まえた計画的な育成に資するよう県自立支援協議会等で検討します。
- ・ 障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくためには、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築していくことが必要であることから、障害福祉サービス事業者等に対し実施している指導監査の結果を、必要に応じて、関係市町村と共有し、連携して事業所等に対する助言・指導等に努めます。

第3節 指定障害福祉サービスの見込量と確保策

指定障害福祉サービスの見込量については、市町村の実情やニーズを把握した上で、障害者等の自立と社会参加を促進するための確保策と併せて次のとおりとします。

(1) 指定障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとのサービス見込量

① 訪問系サービス

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	時間	35,192	35,205	36,382	36,871	37,367	37,869
	人	2,103	2,129	2,182	2,364	2,561	2,775
重度訪問介護	時間	37,499	41,096	45,498	49,758	54,416	59,511
	人	204	219	236	262	291	323
同行援護	時間	9,307	10,375	11,352	11,875	12,421	12,993
	人	396	407	420	432	444	456
行動援護	時間	930	756	772	788	805	822
	人	69	61	75	76	77	79

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

② 日中活動系サービス

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護	人日	111,704	110,033	112,040	110,869	109,710	108,563
	人	5,547	5,534	5,583	5,581	5,578	5,576
自立訓練（機能訓練）	人日	460	444	521	550	582	615
	人	34	34	39	41	43	45
自立訓練（生活訓練）	人日	2,946	2,961	3,123	3,197	3,273	3,350
	人	234	217	213	220	227	234
就労選択支援	人	—	—	—	—	105	119
就労移行支援	人日	5,577	4,874	5,169	5,453	5,753	6,069
	人	339	294	303	320	337	355
就労継続支援（A型）	人日	27,679	28,501	29,348	30,665	32,041	33,479
	人	1,443	1,500	1,546	1,618	1,693	1,771
就労継続支援（B型）	人日	122,371	126,594	133,663	140,199	147,055	154,245
	人	7,184	7,525	7,857	8,235	8,631	9,047
就労定着支援	人	94	95	90	101	112	125
療養介護	人	466	468	466	468	471	473
短期入所（福祉型）	人日	5,551	4,797	5,772	5,999	6,235	6,481
	人	619	589	730	756	783	810

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
短期入所（医療型）	人日	399	409	523	595	678	772
	人	56	58	71	74	77	81

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

③ 居住系サービス

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立生活援助	人	32	29	34	37	40	43
共同生活援助	人	2,882	3,137	3,360	3,598	3,852	4,124
施設入所支援	人	3,290	3,242	3,224	3,143	3,063	2,986

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

④ 相談支援

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	人	4,038	4,037	4,222	4,346	4,474	4,606
地域移行支援	人	10	20	22	27	33	41
地域定着支援	人	9	7	6	8	11	15

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

(2) サービス確保のための方策

・ 障害者基幹相談支援センターの設置の促進

地域の相談支援体制の中核的役割を担う拠点として、障害者等に対する総合的かつ専門的な相談支援や相談支援事業者への指導や助言を行う、基幹相談支援センターの設置について、県内アドバイザーの派遣などにより促進します。

・ 相談支援ネットワークの構築

地域の総合的な相談支援体制の整備・充実を図るため、県障害者自立支援協議会や県地域連絡協議会、県内アドバイザー派遣による指導・調整等の広域的支援により、地域の自立支援協議会の活性化を図り、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター等によるネットワークの構築を促進します。

・ 相談支援従事者研修

計画相談・地域移行・地域定着支援を行う相談支援専門員の人材を育成するため、相談支援従事者研修を実施します。

- ・ サービス管理責任者等研修
個別支援計画の作成，職員への技術指導や助言等を行うサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の人材を育成するため，サービス管理責任者等研修を実施します。
- ・ 同行援護従業者養成研修
視覚障害者等の外出時の移動に必要な情報提供，介護等に関する知識及び技術を習得する人材を育成するため，同行援護従業者養成研修を実施します。
- ・ 強度行動障害支援者養成研修
自傷，他害行為などの強度行動障害者等への適切な支援，知識及び技法を習得する人材を育成するため，強度行動障害支援者養成研修を実施します。
- ・ 喀痰吸引等研修
安全かつ適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる人材を養成するため，喀痰吸引等研修を実施します。なお，引き続き奄美大島等の離島においても研修を実施するよう努めます。
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修
重度の障害者（児）に対する障害福祉サービスの提供体制を確保するため，重度訪問介護従業者養成研修事業者の指定等を行い，研修事業の円滑な実施を図ります。
- ・ 障害者ピアサポート研修
利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うピアサポーターの質を確保する観点から，障害者ピアサポート研修を実施します。
- ・ 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修
精神障害者の地域生活への移行及び地域生活継続のための適切な支援体制を確保するため，精神障害者の支援者に対する障害特性や支援技法を学ぶ研修を実施します。
- ・ 訪問系サービスなど現場で障害者の介護等に従事する職員の資質向上を図るため，研修等の機会の提供に努めます。
- ・ 障害福祉サービス事業所に対する事業継続計画
障害福祉サービス事業所に対し，事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画」（BCP）の策定に必要な情報を提供するとともに，国の通知やガイドラインを踏まえ，実地指導等を通じて必要な助言を行うなど，事業継続を支援します。
また，障害福祉サービス事業所が災害による停電・断水時にも，施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう，国の補助制度等を活用し，非常用自家発電設備及び給水設備の整備を支援します。

第4節 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じ、県又は市町村が柔軟な形態により事業を実施できます。県においては、専門性の高い相談支援事業や広域的な支援事業などを実施しており、種類ごとの見込量は次のとおりとします。

(1) 地域生活支援事業の種類ごとの見込み

① 専門性の高い相談支援事業

事業名	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	809	695	—	800	800	800
高次脳機能障害者支援センター事業	設置数	1	1	1	1	1	1
	相談件数	535	472	—	240	240	240
	研修開催回数	1	3	—	3	3	3
	研修会参加者数	46	213	—	200	200	200

② 広域的な支援事業

事業名	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
県相談支援体制整備事業 (県内アドバイザーの派遣)	派遣回数	0	2	—	7	7	7
県自立支援協議会	実施回数	1	1	—	1	1	3

③ 人材育成事業

事業名	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
相談支援従事者初任者研修	開催回数	1	1	—	1	1	1
	参加者数	126	112	—	120	120	120
相談支援従事者現任研修	開催回数	1	1	—	1	1	1
	参加者数	87	115	—	90	90	90
相談支援従事者専門コース別研修	開催回数	1	1	—	1	1	1
	参加者数	30	87	—	60	60	60
サービス管理責任者研修(基礎) (児童発達支援管理責任者含む)	開催回数	5	5	—	5	5	5
	参加者数	515	591	—	540	540	540
サービス管理責任者研修(更新) (児童発達支援管理責任者含む)	開催回数	4	4	—	6	6	6
	参加者数	390	453	—	540	540	540
サービス管理責任者研修(実践) (児童発達支援管理責任者含む)	開催回数	2	2	—	4	4	4
	参加者数	112	266	—	480	480	480
強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修)	開催回数	4	3	—	3	3	3
	参加者数	284	251	—	300	300	300

事業名	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)	開催回数	3	2	—	2	2	2
	参加者数	184	181	—	240	240	240
手話通訳者養成研修事業	開催回数	34	32	—	30	30	30
	参加者数	8	31	—	30	30	30
要約筆記者養成研修事業	開催回数	11	11	—	10	10	10
	参加者数	23	20	—	20	20	20
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	開催回数	11	10	—	10	10	10
	参加者数	27	5	—	10	10	10
失語症者向け意思疎通支援者 指導者養成研修事業	開催回数	1	1	—	1	1	1
	参加者数	4	3	—	3	3	3
失語症者向け意思疎通支援者 養成研修事業	開催回数	9	9	—	9	9	9
	参加者数	16	19	—	20	20	20
音声機能障害者発声訓練・ 指導者養成事業	開催回数	0	0	—	1	1	1
	参加者数	0	0	—	5	5	5
障害支援区分認定調査員等研修事業 (審査会委員研修, 主治医研修含む)	開催回数	11	11	—	28	28	28
	参加者数	306	219	—	400	400	400
障害者ピアサポート研修 (基礎研修)	開催回数	—	1	—	1	1	1
	参加者数	—	57	—	60	60	60
障害者ピアサポート研修 (専門研修)	開催回数	—	1	—	1	1	1
	参加者数	—	57	—	60	60	60
障害者ピアサポート研修 (フォローアップ研修)	開催回数	—	—	—	1	1	1
	参加者数	—	—	—	50	50	50

④ その他事業

事業名	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者ITサポートセンター 運営事業	実施箇所数	1	1	—	1	1	1
	相談件数	70	57	—	60	60	60
手話通訳者及び要約筆記者派 遣事業	手話通訳者派遣回数	10	7	—	10	10	10
	要約筆記者派遣回数	4	9	—	10	10	10
盲ろう者通訳・介助員派遣事業	派遣回数	111	111	—	120	120	120

(2) 地域生活支援事業の事業内容

① 専門性の高い相談支援事業

ア 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援法に基づき、自閉症等の発達障害者及びその家族等に対し、支援を行う発達障害者支援センターを県こども総合療育センター内に設置しています。

支援センターにおいては、本人及びその家族等からの発達に関する相談や就労・生活に関する相談に応じて、専門的な指導や助言を行うとともに、地域において支援に携わる方々を対象とした研修会を開催するなど、人材の育成に取り組みます。また、普及啓発活動を行います。

イ 高次脳機能障害者支援センター事業

高次脳機能障害者に対するサービスの質の向上を図るための支援拠点機関として、平成20年9月から県精神保健福祉センター内に高次脳機能障害者支援センターを設置しています。

支援センターにおいては支援相談員を配置し、平成23年1月からは、高次脳機能障害者支援に関する医療機関の連携強化を進めるために、支援拠点病院及び各地域に支援協力病院を配置し、行政や就労支援機関等との連携を図りながら支援体制の整備に努めています。

今後は、対象者の障害者支援区分認定結果や支援ニーズ等の把握ができるよう、就労・生活に関する相談及び支援等を行う相談支援事業所や支援協力病院等とのネットワークの充実・強化を図ります。

② 広域的な支援事業

○ 県相談支援体制整備事業

県障害者自立支援協議会や県地域連絡協議会、県内アドバイザー派遣による地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域の自立支援協議会の活性化を促進し、地域における相談支援体制・サービス提供体制の整備・充実を図ります。

③ 人材育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑になされるよう、次の研修を実施し、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成し、サービス等の質の向上を図ります。

ア 相談支援従事者研修

イ サービス管理責任者研修（児童発達支援管理責任者含む）

ウ 強度行動障害援護従事者研修

エ 手話通訳者養成研修事業

ろう者の意思疎通を支援するため、手話通訳者を養成します。

オ 要約筆記者養成研修事業

中途失聴者・難聴者の意思疎通を支援するため、要約筆記者を養成します。

カ 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成します。

キ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

言語機能障害のある者の意思疎通を支援するため、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。

ク 失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修事業

ケ 音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業

疾病等により咽頭を全摘出し、音声機能を喪失した者に対し、社会復帰を促進するため発声訓練を行い、又訓練に携わる指導員を養成するため研修会に派遣します。

コ 障害支援区分認定調査員等研修事業（審査会委員研修，主治医研修含む）

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員，市町村審査会委員及び主治医（意見書を記載する医師）に対する各研修を実施します。

④ その他事業

ア 障害者ITサポートセンター運営事業

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図り，ITを活用した障害者の自立及び社会参加を促進することを目的とし，障害者ITサポートセンターを拠点として，パソコン等情報通信機器の利用方法やパソコン利用による在宅就労等の相談支援，パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行います。

イ 聴覚障害者ビデオライブラリー設置事業

字幕入りDVDの製作委託・貸出を行い，テレビ・ラジオ等の音声情報を享受することのできない聴覚障害者の生活文化の向上を図り，社会参加と自立の促進を図ります。

ウ 手話通訳者設置事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため，手話通訳者を県障害者支援室内に配置し，県庁内での手話通訳業務（福祉行政相談，保健医療相談，就労相談等）のほか，各種大会での手話通訳等を行います。

エ 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業

聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図るため，県内の障害者団体等が主催する広域的な会議・研修・講演会などに，手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

オ 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重複障害者（盲ろう者）に対して通訳・介助員を派遣して，盲ろう者の自立と社会参加の促進を図ります。

カ 社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進するために，スポーツ・文化芸術活動に関する事業や点訳奉仕員等を養成する社会参加促進事業を実施します。

- ・ 障害者社会参加推進センター運営事業
- ・ 身体障害者補助犬給付事業
- ・ 奉仕員養成研修事業
- ・ 知的障害者社会活動総合推進事業
- ・ 障害者自立交流促進事業 等

第5節 障害児支援体制の確保

障害児支援体制の確保については、市町村の実情やニーズを踏まえて、次のとおりとします。

(1) 障害児を対象としたサービスの種類ごとのサービス見込量

① 障害児通所支援

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	人日	45,017	48,997	51,047	54,393	57,958	61,757
	人	5,630	6,063	5,955	6,198	6,452	6,716
放課後等デイサービス	人日	65,295	73,779	85,654	92,560	100,024	108,089
	人	6,110	7,010	8,036	8,807	9,652	10,578
保育所等訪問支援	人日	750	966	1,203	1,298	1,401	1,512
	人	578	715	892	965	1,043	1,128
居宅訪問型児童発達支援	人日	3	2	2	2	2	3
	人	1	1	1	1	2	2

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 「人日」とは、(月間の利用者数) × (平均利用日数)

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

② 障害児入所支援(必要入所定員総数)

区分	単位	実績			見込量(定員総数)		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
福祉型児童入所支援	人	121	119	118	119	120	121
医療型児童入所支援	人	60	54	49	47	45	43

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

③ 障害児相談支援

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害児相談支援	人	2,713	3,051	3,501	3,718	3,948	4,192

※ 1か月当たりのサービス利用量

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

④ 県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

区分	実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
コーディネーターの配置人数	0	0	2	2	2	2

⑤ 市町村における医療的ケア児等に対する支援を調整するコーディネーターの配置人数等

区分	実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
コーディネーターの配置人数	1	3	10	20	31	42
コーディネーターの配置市町村数	1	2	11	21	31	43

※ 令和5年度実績は、令和5年6月末現在の数値

⑥ 発達障害児等に対する支援

区分	実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回	1回	—	1回	1回	1回
こども総合療育センターによる相談支援件数	[809件] 3,948件	[695件] 4,220件	—	[700件] 4,500件	[700件] 4,500件	[700件] 4,500件
こども総合療育センターによる診察件数	7,236件	6,957件	—	7,514件	7,514件	7,514件
こども総合療育センターによる療育指導件数	2,257件	2,200件	—	2,847件	2,847件	2,847件
こども総合療育センターの関係機関への助言件数	[3件] 33件	[2件] 26件	—	[10件] 70件	[10件] 70件	[10件] 70件
発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	21件	20件	—	25件	25件	25件
こども総合療育センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	[19件] 199件	[23件] 272件	—	[30件] 310件	[30件] 310件	[30件] 310件
障害児等療育支援事業	11か所	11か所	—	11か所	11か所	11か所
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数 (保護者)	[15人] 21人	[10人] 16人	—	[10人] 30人	[10人] 30人
	実施者数 (支援者)	[3人] 9人	[3人] 9人	—	[3人] 9人	[3人] 9人
ペアレントメンターの人数	17人	17人	—	17人	17人	17人
ピアサポート活動への参加人数	4人	3人	—	10人	10人	10人

※ こども総合療育センターの相談支援件数等には、発達障害者支援センターの件数を含む。

※ 上段（[]内）については、発達障害者支援センターの件数。

※ ピアサポート活動は、ペアレントメンターが活動（グループ相談会や交流会における相談対応、助言など）

(2) サービス確保のための方策

障害児が身近な地域で継続的な支援を受けられるように、次の取組を進めます。

① 地域の自立支援協議会の活性化

地域において障害者等支援の主導的役割を果たす自立支援協議会に対して、県自立支援協議会及び地域連絡協議会による運営面の支援を行うことにより、地域の自立支援協議会の活性化を図ります。

② 相談支援従事者研修

障害児相談支援を行う相談支援専門員の人材を育成するため、相談支援従事者研修を実施します。

③ 児童発達支援管理責任者研修

個別支援計画の作成、職員への技術指導や助言等を行う児童発達支援管理責任者の人材を育成するため、児童発達支援管理責任者研修を実施します。

④ 障害児支援に係る関係機関への支援

地域において障害児支援の主体的な役割を担う市町村や療育関係機関等に対する指導、助言などの専門的支援を実施します。

⑤ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の実施

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、その周知や活用を図ります。

また、市町村にアドバイザーを派遣し、医療的ケア児等コーディネーターの配置等について助言を行います。

⑥ 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援地域協議会を設置し、関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

⑦ こども総合療育センターによる発達障害児等への支援

県こども総合療育センターにおいて、子どもの発達に関する保護者や地域からの様々な相談に応じるほか、発達障害、知的障害、肢体不自由又はそれらの疑いのある子どもを対象に、診療、療育、地域療育支援等を行います。

また、発達障害者支援法に基づき、県こども総合療育センター内に設置している発達障害者支援センターにおいて、本人及びその家族等からの発達に関する相談や就労・生活に関する相談に応じます。

⑧ 発達障害者地域支援マネージャーによる支援

支援体制の遅れている市町村を中心に、発達障害者地域支援マネージャーを派遣し、ネットワークの構築等に関して、必要な助言、指導を行い、適切な支援が受けられる体制の充実を図ります。

⑨ 発達障害地域支援専門員養成講座

地域における発達障害に関する相談・支援に従事する職員の専門性を高めるとともに、各地域で開催する支援者・住民向けの講演会や、支援方法等に関する講習会の講師を務めるなど、住民に身近な地域で発達障害に関する普及啓発・人材育成に関してスーパーバイズできる人材として養成した発達障害地域支援専門員について、更なる資質の向上を図ります。

⑩ 障害児等療育支援事業

地域における障害児等の生活を支えるため、障害児等に関する事業を実施する県内11か所の社会福祉法人等に対し、障害児等療育支援事業を委託しています。

受託法人等においては、訪問療育指導及び外来療育指導の実施や、保育所等の職員に対する療育技術の指導を行うとともに、県こども総合療育センター等との連携を図り、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる体制の充実を図ります。

⑪ 発達障害児等の家族への支援

発達障害児をもつ保護者等に対し、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶペアレントトレーニングや子どもの行動を適切に捉えることを目標としたペアレントプログラムを実施します。

また、発達障害児の子育て経験のある保護者をペアレントメンターとして養成し、県こども総合療育センターで実施するグループ相談会等での相談対応や、同センターの受診児及び保護者同士が、日常的な困りごとについて考える機会の提供等を行います。

⑫ 障害児施設等に対する事業継続支援

障害児施設等に対し、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画」(BCP)の策定に必要な情報を提供するとともに、国の通知やガイドラインを踏まえ、実地指導等を通じて必要な助言を行うなど、事業継続を支援します。

また、障害児施設等が災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、国の補助制度等を活用し、非常用自家発電設備及び給水設備の整備を支援します。

第6節 サービス等従事者の確保又は資質向上のために講ずる措置

サービス等従事者の確保又は資質向上のために講ずる措置については、次のとおりです。

(1) サービスの提供に係る人材の研修

障害者等に対するサービス等の質の向上を図るため、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要であることから、相談支援従事者研修（初任者研修、現任研修、主任研修、専門コース別研修）、サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修等（基礎、実践、更新）、障害者ピアサポート研修、介護従事者等に対する研修などを実施します。

また、精神障害者の地域生活への移行及び地域生活継続のための適切な支援体制を確保するため、精神障害者の支援者に対する障害特性や支援技法を学ぶ研修を実施します。

(2) 指定障害福祉サービス等支援の質の確保・向上

指定障害福祉サービス等の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価制度の活用を推進します。

また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図るため、情報公表制度の普及及び啓発に努めます。

さらに、障害者支援施設及び共同生活援助については、事業運営の透明性の確保の観点を重視するなど、サービスの特性を踏まえた適切な取組が推進されるよう、必要な周知等に取り組みます。

(3) 事業者に対する指導

指定障害福祉サービス事業者に対し、従業者、設備及び運営に関する基準等を周知徹底し、その遵守を求めるため実地指導を行います。

また、指定障害福祉サービス事業者等が行うサービスの内容が法令基準等に違反する疑いがあると認められる場合には、事実関係の把握や指導を実施してサービスの質の維持・向上に努めます。

(4) 障害者等に対する虐待の防止

障害者等に対する虐待は、障害者等の尊厳を害するものであり、自立や社会参加にとってその防止が極めて重要であることから、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、市町村や県労働局、県障害者権利擁護センターや市町村障害者虐待防止センター等との連携を図り、障害者権利擁護・虐待防止研修を実施するなど、障害福祉サービス事業所における虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速な対応、再発の防止等に努めます。

また、障害を理由とする差別の解消のため、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の普及啓発を推進します。

(5) サービス等利用計画の評価の促進

指定相談事業者等が作成するサービス等利用計画について、市町村が評価（個々の利用者のニーズが把握されているか、それが活かされた計画になっているか、当該計画による支援の結果、目標とされた支援に到達するのか等）を実施することでサービスの質が向上するよう、県内アドバイザー制度の活用等により市町村を支援し、評価の実施を促進します。

第1節 計画の定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

本計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくこと（PDCAサイクル）が求められます。

(1) PDCAサイクルとは

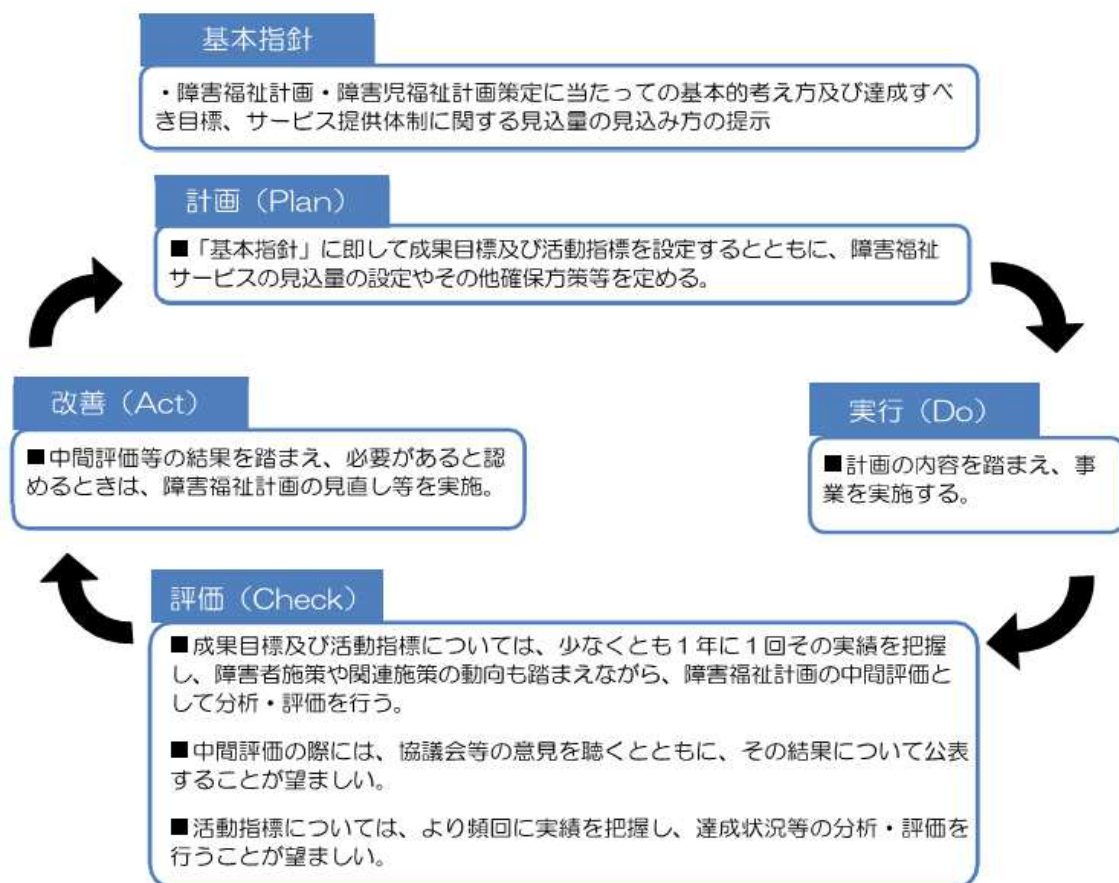
「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

(2) 計画におけるPDCAサイクル

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、県障害者施策推進協議会及び県自立支援協議会の意見を求めます。

評価の結果、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

障害福祉計画・障害児福祉計画におけるPDCAサイクルイメージ



(障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル)

第2節 第7期計画の策定経緯

時期	内容
令和5年5月19日	国の策定指針告示
令和5年7月20日	市町村に対する第7期計画策定に係る説明会
令和5年10月～12月	市町村に対するサービス見込量等調査
令和5年11月	障害者団体等への聞き取り調査等
令和5年12月18日	第1回県自立支援協議会（骨子案協議）
令和5年12月22日	第1回県障害者施策推進協議会（骨子案協議）
令和6年1月	市町村からのサービス見込量最終報告
令和6年1月24日	第2回県自立支援協議会（素案協議）
令和6年1月30日	第2回県障害者施策推進協議会（素案協議）
令和6年2月～3月	パブリックコメント実施
令和6年3月	県議会環境厚生委員会へ計画案説明
令和6年3月	第3回県自立支援協議会（書面）（計画案協議）
令和6年3月	第3回県障害者施策推進協議会（書面）（計画案協議）
令和6年3月末	第7期鹿児島県障害福祉計画を厚生労働省へ提出

【巻末資料】第1 圏域ごとの障害福祉サービス見込量

第1節 鹿児島圏域

●障害福祉サービス

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 訪問系サービス							
居宅介護	時間	19,878	19,843	20,346	20,619	20,897	21,177
	人	1,028	1,052	1,080	1,171	1,268	1,374
重度訪問介護	時間	24,377	26,032	29,272	32,013	35,010	38,288
	人	138	148	160	178	197	219
同行援護	時間	7,089	7,718	8,359	8,744	9,147	9,568
	人	245	241	245	252	259	266
行動援護	時間	525	378	369	376	384	392
	人	44	40	44	45	46	46
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	39,692	39,608	40,759	40,333	39,911	39,494
	人	1,968	1,985	2,015	2,014	2,013	2,013
自立訓練（機能訓練）	人日	224	221	241	254	269	284
	人	17	18	15	16	17	18
自立訓練（生活訓練）	人日	1,354	1,386	1,506	1,542	1,579	1,616
	人	118	107	101	104	108	111
就労選択支援	人	-	-	-	-	45	46
就労移行支援	人日	3,137	2,843	2,965	3,128	3,299	3,481
	人	190	170	172	182	192	202
就労継続支援（A型）	人日	12,586	13,362	14,127	14,761	15,424	16,116
	人	663	713	761	796	833	872
就労継続支援（B型）	人日	45,576	46,696	49,068	51,468	53,984	56,624
	人	2,788	2,901	3,019	3,165	3,317	3,476
就労定着支援	人	49	52	52	58	65	73
療養介護	人	147	148	150	150	151	152
短期入所（福祉型）	人日	2,480	2,369	2,810	2,921	3,036	3,155
	人	268	268	342	354	367	380
短期入所（医療型）	人日	357	381	481	547	623	709
	人	49	51	61	64	66	69
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	29	27	31	34	37	40
共同生活援助	人	1,028	1,162	1,290	1,381	1,478	1,583
施設入所支援	人	914	907	903	881	858	837
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	1,565	1,539	1,650	1,699	1,749	1,800
地域移行支援	人	5	12	16	20	24	30
地域定着支援	人	8	6	4	5	7	10

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

※ 「人日」とは、(月間の利用者数) × (平均利用日数)

●障害児支援

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	27,559	30,854	31,602	33,673	35,880	38,232
	人	3,158	3,397	3,319	3,455	3,596	3,743
放課後等デイサービス	人日	34,949	39,878	46,498	50,247	54,299	58,677
	人	3,123	3,612	4,195	4,597	5,038	5,522
保育所等訪問支援	人日	143	199	289	312	336	363
	人	126	169	244	263	285	308
居宅訪問型児童発達支援	人日	2	2	2	2	2	3
	人	1	1	1	1	1	2
(2) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	1,325	1,490	1,689	1,794	1,905	2,023

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

圏域別事業所数（令和5年4月1日時点）

訪問系					日中活動系							
居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
128	114	62	20	0	89	14	18	39	166	8	1	60

居住系			相談支援			障害児通所支援					障害児相談支援
自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	
6	100	24	80	36	34	233	292	67	0	4	75

第2節 南薩圏域

●障害福祉サービス

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 訪問系サービス							
居宅介護	時間	1,323	1,291	1,338	1,356	1,375	1,393
	人	127	129	131	142	154	167
重度訪問介護	時間	1,118	1,212	1,203	1,315	1,438	1,573
	人	5	5	5	6	6	7
同行援護	時間	577	713	890	931	974	1,019
	人	31	35	36	37	38	39
行動援護	時間	0	3	5	5	5	5
	人	0	1	1	1	1	1
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	12,084	11,927	12,040	11,914	11,790	11,667
	人	597	594	595	594	594	594
自立訓練（機能訓練）	人日	32	49	31	33	35	37
	人	2	3	1	1	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日	272	225	204	209	214	219
	人	19	17	17	17	18	18
就労選択支援	人	-	-	-	-	7	14
就労移行支援	人日	161	168	240	253	267	282
	人	11	11	13	14	15	16
就労継続支援（A型）	人日	1,555	1,569	1,464	1,529	1,598	1,670
	人	82	84	79	83	87	91
就労継続支援（B型）	人日	10,048	10,355	10,832	11,362	11,917	12,500
	人	578	607	629	659	691	724
就労定着支援	人	2	1	1	2	2	2
療養介護	人	39	40	37	37	37	37
短期入所（福祉型）	人日	514	456	430	447	464	483
	人	45	38	41	43	44	46
短期入所（医療型）	人日	3	3	6	7	7	8
	人	1	1	1	1	1	1
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人	249	257	262	280	300	321
施設入所支援	人	387	392	392	382	372	363
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	340	336	342	352	362	373
地域移行支援	人	1	2	2	2	3	4
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

●障害児支援

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	1,974	1,898	2,018	2,151	2,292	2,442
	人	327	325	300	312	325	338
放課後等デイサービス	人日	2,772	3,049	3,578	3,867	4,179	4,516
	人	299	335	378	414	454	498
保育所等訪問支援	人日	5	8	13	14	15	16
	人	5	5	7	8	9	9
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(2) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	118	122	143	152	161	171

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

圏域別事業所数（令和5年4月1日時点）

訪問系					日中活動系							
居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
13	13	3	1	0	21	6	2	6	33	0	0	15

居住系			相談支援			障害児通所支援					障害児相談支援
自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	
0	19	10	21	4	5	16	20	5	0	0	15

第3節 北薩圏域

●障害福祉サービス

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 訪問系サービス							
居宅介護	時間	2,777	2,593	2,623	2,658	2,694	2,730
	人	229	217	212	229	249	269
重度訪問介護	時間	3,571	4,067	4,566	4,993	5,461	5,972
	人	13	13	15	17	19	21
同行援護	時間	215	255	333	348	364	381
	人	16	22	23	23	24	25
行動援護	時間	123	128	132	135	138	141
	人	5	5	5	5	5	6
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	14,021	13,722	14,079	13,932	13,786	13,642
	人	684	680	696	696	695	695
自立訓練（機能訓練）	人日	56	53	68	72	76	80
	人	3	3	3	4	4	4
自立訓練（生活訓練）	人日	515	535	513	525	538	550
	人	39	38	36	37	38	39
就労選択支援	人	-	-	-	-	5	6
就労移行支援	人日	472	405	426	449	474	500
	人	29	24	25	27	28	29
就労継続支援（A型）	人日	6,322	5,980	6,021	6,291	6,573	6,868
	人	316	301	300	313	328	343
就労継続支援（B型）	人日	13,356	13,792	14,410	15,115	15,854	16,629
	人	769	805	830	870	911	955
就労定着支援	人	4	4	3	4	4	5
療養介護	人	52	51	49	49	49	49
短期入所（福祉型）	人日	341	273	415	432	449	466
	人	55	40	55	57	59	61
短期入所（医療型）	人日	12	6	11	13	15	17
	人	3	2	4	4	4	4
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	2	1	1	1	1	1
共同生活援助	人	348	355	370	397	425	455
施設入所支援	人	483	472	469	458	446	435
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	508	510	525	541	557	573
地域移行支援	人	2	3	2	2	3	3
地域定着支援	人	0	1	2	2	3	4

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

●障害児支援

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	4,453	4,331	4,864	5,183	5,522	5,884
	人	538	541	570	594	618	643
放課後等デイサービス	人日	4,626	5,226	6,038	6,525	7,051	7,620
	人	415	475	568	623	683	748
保育所等訪問支援	人日	109	109	122	131	142	153
	人	88	96	100	108	117	127
居宅訪問型児童発達支援	人日	1	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(2) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	253	278	329	350	371	394

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

圏域別事業所数（令和5年4月1日時点）

訪問系					日中活動系							
居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
30	27	10	3	0	22	5	5	18	38	2	0	15

居住系			相談支援			障害児通所支援					障害児相談支援
自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	
1	20	8	29	3	4	30	32	6	0	1	27

第4節 始良・伊佐圏域

●障害福祉サービス

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 訪問系サービス							
居宅介護	時間	2,574	2,671	2,820	2,858	2,897	2,936
	人	191	186	193	210	227	246
重度訪問介護	時間	1,973	2,173	2,529	2,766	3,025	3,308
	人	11	9	10	12	13	14
同行援護	時間	320	346	397	416	435	455
	人	28	31	33	34	35	36
行動援護	時間	95	69	100	102	104	106
	人	9	5	10	10	10	10
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	14,199	13,576	14,037	13,891	13,745	13,602
	人	717	704	716	716	715	715
自立訓練（機能訓練）	人日	76	33	49	52	55	58
	人	6	2	3	3	3	4
自立訓練（生活訓練）	人日	386	453	521	531	542	553
	人	27	30	32	33	34	35
就労選択支援	人	-	-	-	-	3	3
就労移行支援	人日	643	527	542	572	604	637
	人	40	31	33	35	37	39
就労継続支援（A型）	人日	3,971	4,143	4,347	4,543	4,746	4,959
	人	206	215	224	234	245	256
就労継続支援（B型）	人日	15,195	16,164	17,277	18,121	19,007	19,937
	人	885	948	1,010	1,059	1,110	1,163
就労定着支援	人	12	13	11	12	14	15
療養介護	人	98	100	101	102	102	103
短期入所（福祉型）	人日	807	766	816	848	881	916
	人	113	114	128	133	137	142
短期入所（医療型）	人日	22	16	17	19	22	25
	人	3	4	4	4	4	4
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	1	0	1	2	2	2
共同生活援助	人	452	495	524	561	600	643
施設入所支援	人	399	383	384	375	365	356
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	458	476	494	509	524	539
地域移行支援	人	3	2	1	2	2	3
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

●障害児支援

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	5,711	6,355	6,568	6,998	7,457	7,946
	人	796	915	873	909	946	985
放課後等デイサービス	人日	9,828	10,841	12,406	13,406	14,487	15,656
	人	1,131	1,260	1,398	1,533	1,680	1,841
保育所等訪問支援	人日	186	234	272	293	317	342
	人	126	165	201	218	235	254
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(2) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	474	576	690	732	778	826

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

圏域別事業所数（令和5年4月1日時点）

訪問系					日中活動系							
居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
36	35	16	4	0	32	5	6	14	55	1	3	25

居住系			相談支援			障害児通所支援					障害児相談支援
自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	
1	43	8	31	8	7	60	79	14	0	2	28

第5節 大隅圏域

●障害福祉サービス

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 訪問系サービス							
居宅介護	時間	3,467	3,560	3,743	3,793	3,844	3,896
	人	218	229	232	252	273	295
重度訪問介護	時間	907	1,264	1,245	1,361	1,489	1,628
	人	6	8	8	9	10	11
同行援護	時間	412	620	726	760	795	831
	人	31	36	40	41	42	43
行動援護	時間	56	53	50	51	52	53
	人	7	6	9	9	9	9
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	18,350	18,085	18,155	17,966	17,778	17,592
	人	910	907	907	907	907	906
自立訓練（機能訓練）	人日	20	27	61	64	68	72
	人	1	2	7	7	8	8
自立訓練（生活訓練）	人日	366	306	324	332	339	347
	人	26	21	23	23	24	25
就労選択支援	人	-	-	-	-	16	18
就労移行支援	人日	687	557	558	589	621	655
	人	40	35	34	36	38	40
就労継続支援（A型）	人日	2,112	2,135	1,981	2,070	2,163	2,260
	人	116	117	106	111	116	121
就労継続支援（B型）	人日	21,197	22,485	24,403	25,596	26,847	28,160
	人	1,184	1,261	1,348	1,413	1,481	1,552
就労定着支援	人	15	13	9	10	11	12
療養介護	人	73	71	72	72	73	73
短期入所（福祉型）	人日	527	449	578	601	625	649
	人	74	74	101	104	108	112
短期入所（医療型）	人日	7	2	8	10	11	12
	人	1	0	1	1	1	1
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人	415	446	470	503	538	576
施設入所支援	人	654	641	633	617	602	586
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	580	582	602	620	638	657
地域移行支援	人	0	1	0	0	0	0
地域定着支援	人	1	0	0	0	0	0

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

●障害児支援

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	2,883	3,232	3,665	3,905	4,161	4,434
	人	515	586	608	633	659	686
放課後等デイサービス	人日	8,780	10,518	12,605	13,621	14,720	15,907
	人	696	854	988	1,083	1,187	1,301
保育所等訪問支援	人日	111	196	267	288	311	335
	人	54	81	125	135	146	158
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(2) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	314	353	411	436	463	492

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

圏域別事業所数（令和5年4月1日時点）

訪問系					日中活動系							
居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
35	32	7	3	0	46	8	8	9	79	1	0	34

居住系			相談支援			障害児通所支援					障害児相談支援
自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	
0	38	16	38	10	10	37	71	14	0	2	33

第6節 熊毛圏域

●障害福祉サービス

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 訪問系サービス							
居宅介護	時間	514	500	376	381	386	391
	人	28	24	21	23	25	27
重度訪問介護	時間	101	115	119	130	142	156
	人	3	3	2	3	3	3
同行援護	時間	3	5	2	2	2	2
	人	1	2	1	1	1	1
行動援護	時間	132	107	98	100	102	104
	人	5	4	5	5	5	5
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	3,494	3,363	3,243	3,209	3,176	3,143
	人	166	163	155	155	155	155
自立訓練（機能訓練）	人日	22	22	3	3	4	4
	人	1	1	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日	4	1	0	0	0	0
	人	1	1	0	0	0	0
就労選択支援	人	-	-	-	-	4	5
就労移行支援	人日	169	145	135	142	150	158
	人	10	9	8	8	8	9
就労継続支援（A型）	人日	252	211	244	255	267	279
	人	13	11	12	13	13	14
就労継続支援（B型）	人日	4,542	4,740	4,798	5,033	5,279	5,537
	人	258	274	277	290	304	319
就労定着支援	人	0	1	1	1	1	1
療養介護	人	21	21	21	21	21	21
短期入所（福祉型）	人日	53	52	47	49	51	53
	人	6	6	7	7	7	7
短期入所（医療型）	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人	189	199	208	222	238	255
施設入所支援	人	123	121	118	115	112	109
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	104	97	105	108	111	114
地域移行支援	人	0	0	1	1	2	2
地域定着支援	人	0	0	1	1	1	1

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

●障害児支援

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	309	284	344	367	391	417
	人	48	40	49	51	53	55
放課後等デイサービス	人日	536	467	546	590	638	690
	人	62	44	65	71	78	86
保育所等訪問支援	人日	18	11	11	11	12	13
	人	19	12	11	12	13	14
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(2) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	39	31	42	44	47	50

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

圏域別事業所数（令和5年4月1日時点）

訪問系					日中活動系							
居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
8	7	1	1	0	6	2	1	1	10	0	0	3

居住系			相談支援			障害児通所支援					障害児相談支援
自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	
0	8	2	5	2	2	4	4	2	0	0	5

第7節 奄美圏域

●障害福祉サービス

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 訪問系サービス							
居宅介護	時間	4,659	4,746	5,136	5,205	5,275	5,345
	人	283	291	312	338	367	397
重度訪問介護	時間	5,452	6,233	6,564	7,179	7,851	8,586
	人	28	32	35	38	43	47
同行援護	時間	691	717	645	675	706	738
	人	44	41	44	45	46	47
行動援護	時間	0	17	18	19	19	19
	人	0	1	1	1	1	1
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	9,864	9,752	9,726	9,624	9,523	9,424
	人	504	501	499	499	498	498
自立訓練（機能訓練）	人日	30	38	67	71	75	79
	人	4	6	9	9	10	10
自立訓練（生活訓練）	人日	50	56	55	56	57	59
	人	3	3	4	5	5	5
就労選択支援	人	-	-	-	-	25	27
就労移行支援	人日	308	229	303	320	338	356
	人	19	14	18	19	20	21
就労継続支援（A型）	人日	881	1,102	1,164	1,216	1,270	1,327
	人	48	60	64	67	70	73
就労継続支援（B型）	人日	12,458	12,362	12,875	13,505	14,165	14,858
	人	722	727	745	780	818	857
就労定着支援	人	13	12	12	14	15	17
療養介護	人	37	38	37	37	37	37
短期入所（福祉型）	人日	828	610	675	702	729	758
	人	59	49	57	59	61	63
短期入所（医療型）	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人	202	223	237	253	271	291
施設入所支援	人	331	324	324	316	308	300
(4) 相談支援							
計画相談支援	人	483	498	504	519	534	550
地域移行支援	人	0	1	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

※ 「人日」とは、（月間の利用者数）×（平均利用日数）

●障害児支援

※ 1か月当たりのサービス利用量

区分	単位	実績			見込量		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
(1) 障害児通所支援							
児童発達支援	人日	2,130	2,043	1,986	2,116	2,255	2,403
	人	248	259	236	245	255	266
放課後等デイサービス	人日	3,804	3,801	3,982	4,303	4,650	5,024
	人	385	430	443	486	532	583
保育所等訪問支援	人日	178	210	231	249	269	290
	人	161	188	204	221	239	258
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(2) 障害児相談支援							
障害児相談支援	人	191	203	198	210	223	237

※ 令和5年度実績は、令和5年4月から10月までの実績で推計

圏域別事業所数（令和5年4月1日時点）

訪問系					日中活動系							
居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動支援	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所
40	39	15	2	0	24	7	3	4	35	1	0	16

居住系			相談支援			障害児通所支援					障害児相談支援
自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援	
0	13	8	38	1	1	16	25	13	0	0	38

【巻末資料】第2 障害福祉サービス等の種類と内容

区分	種類	内容
訪問系	居宅介護	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援 （令和7年10月開始予定）	障害者本人が自分の働き方を考えることをサポートするとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供します。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 （福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
居住系	共同生活援助	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅の訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

区分	種類	内容
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者等を対象として、サービス等利用計画作成の支援、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
	地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。
	地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

区分	種類	内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等訪問支援	障害児が集団生活をする保育所等を訪問し、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児入所支援	障害のある児童に対し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の訓練及び治療を行います。	
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する全ての障害児等を対象として、障害児支援利用計画作成の支援、支給決定後の障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。	

【巻末資料】第3 各市町村における障害児支援体制の整備に係る成果目標

市町村	児童発達支援センターの1か所以上の設置	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置
鹿児島市	●	●	●	●	●	●
鹿屋市	●	●	●	●	●(圏域)	●(圏域)
枕崎市	○	○	○	○	○	○
阿久根市	●	●	●	●	●(圏域)	●
出水市	●	●	●	●	●(圏域)	○
指宿市	●	●	○(単独又は圏域)	○(単独又は圏域)	●	○(単独又は圏域)
西之表市	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	○(圏域)	○
垂水市	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)
薩摩川内市	●	●	○	●	●	●
日置市	○	○	○(圏域)	○(圏域)	○	○
曾於市	○(圏域)	○(単独又は圏域)	○(圏域)	○(圏域)	○(圏域)	○
霧島市	●	●	●	●	●	●
いちき串木野市	●	●	●	●	●	●
南さつま市	●	●	○(圏域)	○(圏域)	○	○
志布志市	○(圏域)	○(単独又は圏域)	○(単独又は圏域)	○(単独又は圏域)	○(単独又は圏域)	●
奄美市	●(圏域)	●(圏域)	○(圏域)	○(圏域)	○(圏域)	○(圏域)
南九州市	●	●	○	○	●	○
伊佐市	●	●	●	●	●	●
始良市	●	●	●	●	●	●
三島村	○	○	○	○	○	○
十島村	未設定	○(圏域)	○	○	●	未設定
さつま町	○	○	未設定	○	○	●
長島町	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	○
湧水町	○(圏域)	○	○(圏域)	○(圏域)	○	○
大崎町	○	○(単独又は圏域)	○(単独又は圏域)	○(単独又は圏域)	○(圏域)	●
東串良町	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)
錦江町	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)
南大隅町	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)
肝付町	●(圏域)	●	●	●	●(圏域)	●(圏域)
中種子町	●	●	●	●	○	○
南種子町	●(圏域)	●(圏域)	未設定	未設定	○(圏域)	●
屋久島町	○	●	○	○	●	○
大和村	○(圏域)	○(圏域)	○(圏域)	○(圏域)	○(圏域)	○(圏域)
宇検村	●(圏域)	●(圏域)	○(圏域)	○(圏域)	○(圏域)	○(圏域)
瀬戸内町	○	○	○	○	○	○
龍郷町	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	○(圏域)
喜界町	○	○	○	○	○	○
徳之島町	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	○(圏域)
天城町	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	○(圏域)	○(圏域)
伊仙町	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	●(圏域)	○(圏域)
和泊町	○(圏域)	●	○(圏域)	○(圏域)	○(圏域)	○(圏域)
知名町	○	○	○	○	○(圏域)	○(圏域)
与論町	●	●	○(単独又は圏域)	○(単独又は圏域)	●	●

※1 R6.2の調査結果に基づく

※2 「●」は市町村単独設置済み自治体、「●(圏域)」は圏域単位設置済み自治体
「○」は市町村単独設置予定自治体、「○(圏域)」は圏域単位設置予定自治体
「○(単独又は圏域)」は市町村単独又は圏域単位で設置予定自治体

鹿児島県第7期障害福祉計画
(令和6年度～令和8年度)
令和6年3月作成

発行：鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課
〒890—8577 鹿児島市鴨池新町10-1
電話 (099) 286-2111
FAX (099) 286-5558